

羽島市民病院  
治療審査委員会規定

平成 21 年 2 月 2 日 (第 2 版)

羽島市民病院

役職 院長 署名 天野 和雄

## 第1条（目的）

本規定は、羽島市民病院 治験審査委員会（以下、「委員会」という）において医薬品又は医療機器の治験又は製造販売後臨床試験の調査審議を実施するに当たり、薬事法（昭和 35 年 8 月 10 日 法律第 145 号）に基づく「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成 9 年 3 月 27 日 厚生省令第 28 号）及び「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成 17 年 3 月 23 日 厚生労働省令第 36 号）並びにそれらの実施・運用に係る諸通知（以下、GCP 省令という）に則り、委員会の委員及び関係者が遵守すべき事項を定めたものである。なお医療機器の場合は、「治験薬」を「治験機器」、「被験薬」を「被験機器」などと適切に読み替えて適用する。

また、製造販売後臨床試験の調査審議を行なう場合は、「医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」（平成 16 年 12 月 20 日 厚生労働省令第 171 号）又は「医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」（平成 17 年 3 月 23 日 厚生労働省令第 38 号）を遵守する。なお、本規定においては第 15 条（記録の保存）を除き、「治験」を「製造販売後臨床試験」と読み替えて適用する。

## 第2条（委員会の責務）

1. 委員会は、GCP 省令に掲げる「治験の原則」を尊重し、全ての被験者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図らなければならない。社会的に弱い立場にある者を被験者にする可能性のある治験の場合には、特に注意を払わなければならない。
2. 委員会は、院長より治験実施の適否について意見を求められた場合は、審査の対象とされる治験が倫理的及び科学的に妥当であるか否か、その他当該治験が当院又は審査を依頼した医療機関において実施することが適当であるか否かを、提出された資料に基づき審査し、文書により院長に報告する。
3. 委員会は、院長より治験の継続の適否について意見を聴かれた場合には、治験を継続して行なうことの適否を審査し、速やかに意見を述べなければならない。
4. 委員会は、必要に応じて、治験の実施状況について調査を行う。

## 第3条（委員会の設置及び構成等）

1. 院長は治験に係る調査審議を行わせるため当院に委員会を設置する。
2. 委員会の構成等
  - 1) 委員会は、院長が指名する下記の条件を満たす者計 5 名以上で構成する。
    - (1) 医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する委員
    - (2) (1)以外の委員（GCP 省令第 28 条第 1 項第 3 号委員、以下、非専門委員という）が少なくとも 1 名
    - (3) 非専門委員以外に実施医療機関と利害関係を有しない委員（GCP 省令第 28 条第 1 項第 4 号委員、以下、4 号委員という）並びに院長と利害関係を有しない外部の委員（GCP 省令第 28 条第 1 項第 5 号委員、以下、5 号委員という）が少なくとも 1 名（4 号委員及び 5 号委員は別人であるか複数であることが望ましい。）なお、委員の数が 5 名より多い場合には、非専門委員、4 号委員又は 5 号委員の数を増やす等により、委員構成を適正な割合に保つことを考慮すること。また男女両性で

構成することとする。

- 2) 院長は委員会の委員になること及び審議、採決に参加してはならない。
3. 院長は委員の指名に先立ち、委員候補者に第9条の記録及び氏名、職業、職名、所属並びに資格が記載された委員名簿を第11条に従い公表する旨、説明し了承を得る。
4. 院長は委員の中から、委員長1名及び副委員長1名を指名する。
5. 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
6. 委員の改選
  - 1) 委員の任期満了に伴う改選  
委員の任期が満了する場合、院長は改めて委員会委員を指名する。
  - 2) 委員に欠員が生じた場合  
特別の事由により委員に欠員が生じた場合、院長は必要に応じて後任者を指名する。この場合、後任の委員の任期は前任者の残余期間とする。
7. 院長は「治験審査委員会に関する情報の登録について(依頼)」(平成20年10月1日 薬食審査発第1001013号)に則り、委員会に関する情報について、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下、総合機構という)に登録し、情報の変更があった場合、直ちに登録内容の更新を総合機構に依頼する。

#### 第4条 (委員長等の責務)

1. 委員長は委員を招集し委員会を開催する。
2. 委員長は速やかに会議の記録を作成し、調査審議の結果を文書で院長に報告する。
3. 副委員長は委員長を補佐する。また委員長が当該治験の治験責任医師等で審議・採決に参加できない等の場合には委員長を代行する。

#### 第5条 (委員会の運営)

1. 委員会の開催
  - 1) 委員会は定期的開催を原則とする。
  - 2) 委員会事務局は、各委員に開催日程等を文書で通知し、十分な検討がなされるよう、原則として審査資料を委員会開催の7日前までに配付する。
2. 会議の成立要件
  - 1) 構成委員の過半数且つ5名以上の委員が出席していること。但し、審査対象となる治験に関係のある委員(治験責任医師、治験分担医師及び治験協力者並びに治験依頼者と密接な関係を有する者等)は含まない。なお、これらの委員は当該治験について、委員会に出席し情報を提供することはできる。
  - 2) 医師資格を有する委員が複数名出席していること。
  - 3) 非専門委員、4号委員及び5号委員が少なくとも各1名出席していること。
3. 委員会の審議及び採決
  - 1) 院長及び当該治験に関係のある委員は、その審議及び採決に参加してはならない。
  - 2) 審議に参加していない委員は、その採決に参加してはならない。
  - 3) 委員会は審議に参加した委員全員の合意をもって決定とする。
  - 4) 審査結果は下記の通りとし、委員長は速やかに院長に文書で報告する。なお、(2)～(5)

の場合は、その理由を付記する。

- (1) 承認する
- (2) 修正の上で承認する
- (3) 却下する
- (4) 既に承認した事項を取り消す
- (5) 保留する

#### 4. 緊急の委員会開催

- 1) 委員長は院長から緊急に意見を求められた場合又は委員長が必要と認めた場合は、事態の緊急性に応じ速やかに委員会を開催し、院長に意見を述べる。
- 2) 緊急に委員会を開催する場合も成立要件を満たす必要があるが、止むを得ず成立要件を満たさなかった場合は暫定的な意見として院長に報告する。なお、この場合も医師資格を有する委員が複数名参加していなければならない。成立要件を満たすことが出来なかった場合には次回の委員会で再度審査する。

#### 5. 迅速審査

進行中の治験に関わる軽微な変更については委員長及び委員長が指名した委員が迅速審査で承認することができる。迅速審査を行った場合は次回の委員会でその内容及び審査結果を報告する。なお、「進行中の治験に関わる軽微な変更」とは治験の実施に影響を与えない範囲で、被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性がなく、被験者への危険を増大させない変更をいう。

#### 6. 委員以外の専門家の出席

委員会は、審査対象の分野を考慮し委員以外の専門家の出席を求めることができる。

### 第6条（審査の対象）

1. 治験実施の適否の審査については下記の最新の資料を院長から入手し、提出された資料に基づき審査した後、院長に文書で委員会の意見を述べる。
  - 1) 治験実施計画書
  - 2) 症例報告書の見本
  - 3) 治験薬概要書（製造販売後臨床試験の場合は、添付文書）
  - 4) 被験者の安全等に係わる報告
  - 5) 被験者への支払いに関する資料（支払いがある場合）
  - 6) 被験者の健康被害に対する補償に関する資料
  - 7) 予定される治験費用に関する資料
  - 8) 治験責任医師 履歴書
  - 9) 治験分担医師の氏名のリスト
  - 10) 同意文書及び説明文書
  - 11) 被験者の募集手順（広告等）に関する資料（行なう場合）
  - 12) 実施医療機関の実施体制に関する資料（外部の医療機関からの審査依頼の場合）
  - 13) その他、委員会が必要と認める資料
2. 治験継続実施の適否については下記の資料を院長から入手し、提出された資料に基づき事態の緊急性に応じて速やかに審査した後、院長に文書で委員会の意見を述べる。

- 1) 前項各号の資料の追加、変更（但し、治験実施計画書の分冊を作成しており、他の実施医療機関に特有の情報を改訂する場合、及び症例報告書の見本のレイアウトの変更、EDCの仕様の変更を行う場合は対象としない。）
- 2) 1年に1回以上の頻度で提出される治験の実施状況報告
- 3) 被験者に対する緊急の危険を回避するなど医療上やむを得ない事情のために行った治験実施計画書からの逸脱又は変更報告
- 4) 被験者に対する危険を増大させるか又は治験の実施に重大な影響を及ぼす治験に関するあらゆる変更
- 5) 全ての重篤で予測できない有害事象
- 6) 被験者の安全又は当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある新たな情報
- 7) その他、委員会が必要と認める資料

#### 第7条（治験の実施）

1. 委員会は、委員会が治験の実施を承認し、これに基づく院長の指示・決定が文書で通知される前に被験者を治験に参加させないよう治験責任医師に求める。
2. 委員会は、緊急の危険を回避するためなど医療上やむを得ない場合や事務的事項に関する変更の場合を除き、委員会から承認の文書を得る前に治験実施計画書からの逸脱又は変更を開始しないように治験責任医師に求める。

#### 第8条（審査結果の報告）

1. 委員長は院長に委員会の意見を文書で報告する。
2. 被験者に対して直接の臨床的利益が期待できない非治療的な内容の治験であって、被験者の同意を得ることが困難な者を対象とすることが予測される治験については、かかる被験者の参加を承認する旨を承認文書に記載する。
3. 緊急状況下における救命的な内容の治験であって、被験者の事前の同意を得ることが不可能で、かつ、被験者の代諾者と連絡がとれない場合にも治験が行われることが予測される治験については、かかる場合には、治験責任医師等が速やかに被験者又は代諾者となるべき者に対して説明した経緯と結果を委員会に報告するよう承認文書に記載する。また、当該承認文書に被験者及び代諾者の同意なしに治験に加わった者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図るための方法を明記する。

#### 第9条（会議の記録）

委員長は委員会終了後、速やかに議事録を作成する。議事録には審議の結論だけでなく審議、採決に参加した委員の氏名、職業、所属、職名及び議論の要旨を記載する。

#### 第10条（外部の医療機関からの審査依頼）

1. 院長は外部の医療機関から治験審査の依頼を受けた場合には、当該治験審査を受託するかどうかを委員長と協議する。審査可能であると判断した場合、院長は調査審議に関する契約書を締結した上、本規定に従い審査する。
2. 委員会の審査終了後、院長は審査結果を速やかに当該医療機関の長に報告する。

#### 第 11 条（本規定等の公表）

1. 院長は第 9 条の記録に基づき、速やかに会議の記録の概要を作成する。
2. 院長は本規定、委員名簿及び前項に基づき作成した会議の記録の概要を適切な方法で公表する。その際には、公表する内容を治験依頼者に確認する。

#### 第 12 条（秘密の保全）

委員会の委員は、被験者の個人情報、治験依頼者から提供された資料、情報及び治験結果を保全する。

#### 第 13 条（異議申立て手続き）

院長は治験依頼者等から治験審査結果に対し、文書で異議申立てがあった場合にはそれを受理し適切に対応する。

#### 第 14 条（委員会事務局）

1. 院長は委員会事務局を設置する、なお、治験事務局が委員会事務局を兼務する。
2. 委員会事務局は、下記文書を作成し、院長の承認を得る。
  - 1) 院外の委員への委員委嘱書
  - 2) 以下の内容を記載した委員指名書
    - (1) 指名日
    - (2) 委員の氏名、職業、所属、職名、資格
    - (3) 委員会における役割（委員長、副委員長、専門委員、非専門委員、4 号委員、5 号委員）
    - (4) 任期
3. 委員会事務局は、下記業務を行う。
  - 1) 院外の委員からの委員受諾書の受領
  - 2) 審査資料の受領
  - 3) 委員への開催案内及び審査資料の配付
  - 4) 院長への審査結果の文書による報告
  - 5) 議事録案の作成

#### 第 15 条（記録の保存）

1. 委員会事務局は委員会に係る下記の記録を保管管理する。
  - 1) 治験審査委員会規定
  - 2) 外部委員委嘱書、外部委員受諾書、委員指名書
  - 3) 治験依頼者からの治験の中止又は申請書に添付しない旨の通知
  - 4) 本条第 3 項及び第 4 項に定める治験依頼者から受領した記録等の保存期間に関する報告書、廃棄の記録等の写し
2. 別途定める「治験の実施に係る規定」に従い指名された記録保存責任者は治験の調査審議に係る以下の記録を保存する。
  - 1) 調査審議に関する契約書

- 2) 院長からの審査依頼にかかる文書
  - 3) 審査に用いた資料
  - 4) 院長に意見を述べた文書
  - 5) 議事録
  - 6) 会議の記録の概要
  - 7) 治験責任医師からの治験の終了、中止又は中断の通知
3. 前項の記録は治験依頼者によって保存の必要がなくなった旨の通知がなされるまで保存する。なお保存すべき期間は下記の 1)又は 2)のうちいずれか遅い日までとする。ただし治験依頼者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について治験依頼者と協議する。
- 1) 当該被験薬又は被験機器が薬事法による製造販売承認を得た日  
(治験依頼者から、開発の中止若しくは治験の成績が承認申請書に添付されない旨の通知を受けた場合には、開発中止が決定された日若しくは申請書に添付されない旨の通知を受けた日)
  - 2) 治験の中止又は終了後 3 年が経過した日
4. 製造販売後臨床試験の実施に伴い作成あるいは提出された第 2 項に定める記録及び資料については、製造販売後臨床試験依頼者によって保存の必要がなくなった旨の通知がなされるまで保存する。なお保存すべき期間は途中で中止、中断した場合も含め、当該被験薬又は被験機器の再審査又は再評価が終了した日までとする。但し、治験依頼者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合は、保存期間及び保存方法について治験依頼者と協議する。

#### 第 16 条 (記録の廃棄)

1. 治験依頼者が記録の保存期間の満了等に関して通知してきた場合、院長は当該通知に基づいて記録保存責任者に当該資料の廃棄等の処置を指示する。
2. 記録保存責任者は、記録等を廃棄した際には、廃棄の記録を作成する。
3. 記録保存責任者は、院長の指示を受けて当該記録を廃棄する場合は、被験者のプライバシー及び治験依頼者の秘密を侵害しないよう適切に処分するものとする。

## 附則

#### 第 1 条 (規定の作成及び改訂)

本規定は、治験事務局が作成し院長の承認を得る。また、治験事務局が適宜見直しを行ない、改訂が必要な場合においては、院長の承認を得る。なお、改訂に当たっては、改訂日及び版番号を記し、改訂箇所及び改訂理由の概要を作成する。

#### 第 2 条 (配付)

本規定の原本は院長が指名した者が管理し、最新版の写しを院長、委員会の全委員及び記録保存責任者に配付する。なお、最新版を配付する際、前版を回収する。

#### 第 3 条 (施行期日)

本規定は平成 21 年 2 月 2 日より施行する。ただし、第 11 条第 2 項は平成 21 年 4 月 1 日か

ら施行する。

#### 第4条（適用）

本規定は、本規定の制定日以降に新たに治験審査の依頼があったものに適用する。また、平成20年3月31日までに治験実施計画書が作成された治験については、改訂後の本規定にかかわらず、従前の規定に従う。

# 治験の実施に係る標準業務手順書

平成 21 年 2 月 2 日（第 2 版）

羽島市民病院

役職 院長 署名 天路 和雄

## I. 治験実施体制整備に係る手順

### 1. 治験審査委員会の設置及び委員の指名

院長は、治験実施の適否等の審議を行なわせるため、治験審査委員会（以下、「委員会」という）を「治験審査委員会規定」に従って院内に設置し、委員会の委員を「治験審査委員会 委員指名書」（参考書式 16）により指名する。なお、院外の委員に関しては「治験審査委員会 委員委嘱書」（参考書式 14）を提出し、「治験審査委員会 委員受諾書」（参考書式 15）を入手する。

### 2. 治験事務局責任者、治験薬管理者及び記録保存責任者の指名

- 1) 院長は治験事務局を設置する。院長は「治験事務局責任者・治験薬管理者・記録保存責任者指名書」（参考書式 6）を作成し、各責任者を指名する。治験事務局は委員会事務局を兼務し、院長及び委員会の事務に係る業務を行う。
- 2) 院長は治験薬管理者に全ての治験の治験薬を管理させる。
- 3) 院長は記録保存責任者に治験の記録を、治験終了後、本手順書「IX. 記録等の保管管理及び保存に係る手順」の「2. 保存すべき記録及び資料の保存期間」に規定された保存期間管理させる。

### 3. 規定等の作成及び改訂

- 1) 治験事務局は、規定及び標準業務手順書等を作成し院長の承認を得る。
- 2) 治験事務局は承認を得た規定及び標準業務手順書等を院内の関係者に配付する。
- 3) 治験事務局責任者は、適宜、規定及び標準業務手順書等の見直しを行い、必要に応じ改訂案を作成し院長の承認を得る。
- 4) 規定及び標準業務手順書等を改訂した場合、治験事務局は主な改訂箇所及び改訂理由の一覧を作成し、改訂した規定及び標準業務手順書等とともに院内の関係者に配付する。

### 4. 委員会に関する情報の登録

- 1) 院長は「治験審査委員会に関する情報の登録について(依頼)」（平成 20 年 10 月 1 日 薬食審査発第 1001013 号）に則り、以下に示した委員会に関する情報について、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、総合機構という）に登録する。
  - (1) 委員会の名称
  - (2) 院長の氏名
  - (3) 当院の所在地
  - (4) 委員会規定及び委員名簿の閲覧場所
  - (5) 登録依頼担当者の氏名、所属及び電話番号・FAX 番号
  - (6) その他の特記事項
- 2) 院長は、委員会に関する情報の変更があった場合、直ちに登録内容の更新を総合機構に依頼する。

## 5. 委員会規定及び委員名簿の公表

- 1) 院長は委員会規定、委員名簿及び「Ⅲ. 委員会での審議から治験契約締結に係る手順」の5. で作成する会議の記録の概要を委員会事務局に備え、その旨及び閲覧希望者は申し出てほしい旨を院内に掲示する。
- 2) 院長は委員会の開催予定日について、あらかじめ公表する。
- 3) 院長は、委員会規定及び委員名簿の変更があった場合、直ちに公表内容を更新し、またその履歴が確認できるよう記録を残す。

## 6. 記録の書式

当院における記録の書式は、「治験の依頼等に係る統一書式について」医政研発第 1221002 号（平成 19 年 12 月 21 日）に準拠する。なお、当院の手順として当該書式で定められていない書式については別途定める。

## 7. 治験実施中の緊急時の対応手順

治験事務局は、緊急事態が発生した場合に被験者に対して必要な措置を講ずるための手順を作成し、院長の承認を得る。院長は、当該手順について治験責任医師等に周知させる。

## Ⅱ. 治験の依頼に係る手順

### 1. 治験依頼者による施設選定の受け入れ

- 1) 治験事務局は治験の実施に係る規定及び治験の実施に係る標準業務手順書並びに治験依頼者が必要とする場合はその他の資料を治験依頼者に閲覧又は提供し、治験依頼者の施設選定を受ける。
- 2) 治験責任医師は、最新の履歴書（「履歴書」（書式1））、及び治験分担医師を置く場合には当該治験分担医師の氏名のリスト、その他要求された資料を治験依頼者に提出し、その写しを保管する。また、治験責任医師は履歴書（「履歴書」（書式1））を院長に提出する。

### 2. 治験実施計画書の遵守に関する合意

- 1) 治験責任医師は、治験依頼者から提供される治験実施計画書、症例報告書の見本及び最新の治験薬概要書等の資料及び情報に基づき、治験依頼者と治験実施の可能性について十分検討を行なう。
- 2) 治験責任医師は、前項の結果に基づき、治験依頼者と治験実施計画書及び症例報告書の見本の内容について合意する。
- 3) 治験責任医師は、治験実施計画書を遵守することについて合意した旨を証するため、治験依頼者とともに治験実施計画書又はそれに代わる文書に記名捺印又は署名し、日付を記入する。
- 4) 治験責任医師は、治験実施計画書及び症例報告書の見本が新たな安全性情報等で改訂又は委員会の意見に基づく院長の指示で修正される場合には、再度、前述の手続きを履行する。

### 3. 同意・説明文書の作成

- 1) 治験責任医師は、治験依頼者の協力を得て、被験者(又は代諾者)から治験への参加の同意を得るために用いる同意・説明文書を GCP 省令及びヘルシンキ宣言に基づいて作成する。
- 1) 説明文書に記載すべき項目は以下の通りとする。
  - (1) 治験が研究を伴うこと
  - (2) 治験の目的
  - (3) 治験責任医師又は治験分担医師の氏名、職名及び連絡先
  - (4) 治験の方法（試験的側面、被験者の選択基準、及び無作為割付が行われる場合は各処置に割付けられる確率を含む）
  - (5) 予測される治験薬による被験者の心身の健康に対する利益（当該利益が見込まれない場合はその旨）及び予測される被験者に対する不利益
  - (6) 患者を被験者にする場合には、当該患者に対する他の治療方法の有無及びその治療方法に関して予測される重要な利益及び危険性
  - (7) 被験者の治験への参加予定期間
  - (8) 治験への参加は被験者の自由意思によるものであり、被験者又はその代諾者は被験者の治験への参加を随時、拒否又は撤回することができること。また、拒否又は撤回に

よって被験者が不利な扱いを受けたり、治験に参加しない場合に受けるべき利益を失うことはないこと

- (9) モニタリング担当者、監査担当者、委員会及び国内外の規制当局が診療録等を閲覧できること。その際、被験者の秘密が保全されること。また、同意文書に被験者又はその代諾者が記名捺印又は署名することによって、閲覧を認めたことになること
- (10) 治験の結果を公表する場合でも、被験者の秘密は保全されること
- (11) 被験者が治験及び被験者の権利に関してさらに情報の入手を希望する場合又は治験に関連する健康被害が生じた場合に照会すべき又は連絡をとるべき医療機関の相談窓口
- (12) 治験に関連する健康被害が発生した場合に被験者が受けることのできる補償及び治療
- (13) 当該治験の適否等について調査審議を行った委員会の種類、各委員会において調査審議を行った事項その他当該治験に係る委員会に関する事項（委員会の手順書等、委員名簿、会議の記録の概要等を閲覧可能であること及びそれらの閲覧方法等<sup>注)</sup>）

注) ( )内の事項に関しては、平成 21 年 4 月以降に被験者に交付する説明文書に適用する。

- (14) 治験に参加する予定の被験者数
  - (15) 治験への参加の継続について被験者又はその代諾者の意思に影響を与える可能性のある情報が得られた場合には速やかに被験者又はその代諾者に伝えられること
  - (16) 治験への参加を中止させる場合の条件又は理由
  - (17) 被験者が費用負担をする必要がある場合にはその内容
  - (18) 被験者に金銭等が支払われる場合にはその内容（支払額算定の取決め等）
  - (19) 被験者が守るべき事項
- 2) 治験責任医師等は、以下のような被験者を対象とする場合には、同意の取得方法について、事前に治験依頼者と協議する。
- (1) 被験者からの同意取得が困難な場合
  - (2) 被験者が同意・説明文書等を読めない場合
- 3) 治験責任医師は、治験依頼者と協議して作成した同意・説明文書を治験依頼者に提供し、治験依頼者が行なう治験実施の依頼時の添付資料とする。

#### 4. 治験分担医師及び治験協力者の指名

- 1) 治験責任医師は、治験関連の重要な業務の一部を治験分担医師及び治験協力者に分担させる場合には、分担者と分担業務の一覧表（「治験分担医師・治験協力者リスト」（書式 2））を 2 部作成し、院長に提出する。
- 2) 院長は、当該治験の実施を了承した場合には治験責任医師が作成した「治験分担医師・治験協力者リスト」（書式 2）に基づき、治験分担医師及び治験協力者を指名する。なお、院長は指名した一覧表（院長の記名捺印、または署名したもの）を治験責任医師及び治験依頼者に提出し、その写しを保存する。
- 3) 医療機器の治験の場合、治験事務局は、院長の指示に従い、「治験機器管理者指名書」（参考書式 7）を作成する。院長はこれにより治験機器毎に治験機器管理者を指名し、当該治験機器を管理させる。

## 5. 治験審査を依頼する委員会の選択から治験の審査依頼

### 1) 治験審査を依頼する委員会の選択

- (1) 院長は原則として当院の委員会で調査審議を行わせるが、調査審議に必要な専門性等を考慮した上で適当でない場合には、治験を行なうことの適否その他の治験に関する調査・審議を依頼する外部の委員会を選択する。
- (2) 外部の委員会に審査を依頼する場合、院長は当該委員会の設置者と委員会における審査の受入れ等について協議を行い、受入れの諾否及び手続きを確認する。調査審議を当該委員会に依頼する場合は、当該委員会の手順書、委員名簿を入手する。また以下の内容を記載した契約を当該委員会の設置者と締結する（参考書式 5-1 又は参考書式 5-2）。
  - a) 当該契約を締結した年月日
  - b) 当院及び当該委員会の設置者の名称及び所在地
  - c) 当該契約に係る業務の手順に関する事項
  - d) 当該委員会が意見を述べる期限
  - e) 被験者の秘密の保全に関する事項
  - f) その他必要な事項

### 2) 治験実施の依頼の受付

治験事務局は事前に審査資料の必要部数及び提出期限を治験依頼者に連絡する。

治験事務局は、治験依頼者から下記の資料等が提出された場合はこれを受領し、内容を確認する。

- (1) 治験依頼書（書式 3）
- (2) 治験責任医師の履歴書（書式 1）
- (3) 治験分担医師の氏名のリスト 注)
- (4) 治験薬概要書（製造販売後臨床試験の場合は添付文書）
- (5) 治験実施計画書、症例報告書の見本
- (6) 同意文書、説明文書
- (7) 被験者の安全等に関わる報告
- (8) 被験者の健康被害に対する補償に関する資料
- (9) 被験者への支払いに関する資料（支払いのある場合）
- (10) 被験者の募集手順（広告等）に関する資料（行なう場合）
- (11) 予定される治験費用に関する資料
- (12) その他の資料

注) 上記(3)治験分担医師の氏名のリストに治験協力者の氏名が記載されている場合も治験協力者は委員会の調査審議の対象外とする。

### 3) 治験審査の依頼

治験事務局は、上記 2)の資料受領後、「治験審査依頼書」（書式 4）（外部の委員会に依頼する場合には「治験審査申請書」（参考書式 8）、以下同様）を作成し、院長の確認を得た上で治験依頼者から提出される治験審査資料（外部の委員会に依頼する場合には当院の実施体制に関する資料も併せて、以下同様）とともに、委員会（外部の委員会に依頼する場合には委員会の設置者、以下同様）に提出する。

### Ⅲ. 委員会での審議から治験契約締結に係る手順

#### 1. 委員会での審議

##### 1) 開催通知書の発行

委員長は、治験審査依頼書に基づき、委員会の開催について、各委員宛に「治験審査委員会開催通知書」（参考書式 12）を発行する。

なお、委員会委員が開催日までに審査資料の内容を十分検討できるよう、委員会事務局は、審査資料を原則として開催日の7日前までに各委員に配付する。

##### 2) 委員会の開催

委員長は委員会の開催に当たり、「治験審査委員会規定」に定められた成立要件を満たしていることを確認する。

##### 3) 委員会の審議及び採決

(1) 委員会は、次の事項について倫理的、科学的並びに医学的見地から調査・検討し、治験実施の妥当性について審議する。

###### a) 治験を実施する医療機関の適格性

委員会は、当院又は審議の対象となる医療機関が十分な臨床観察及び試験検査を行なうことができ、かつ、緊急時に必要な措置を採ることができるなど、当該治験を適切に実施することができるか否かを検討する。

###### b) 治験責任医師及び治験分担医師の適格性

委員会は、治験責任医師及び治験分担医師が当該治験を実施する上で適格であるか否かを検討する。

###### c) 治験実施計画書の科学的、倫理的妥当性

治験責任医師が合意し、治験依頼者から提出された治験実施計画書等が合目的的であり、科学的並びに倫理的に妥当であるか否かを検討する。

###### d) 同意文書、説明文書の適切性

治験責任医師が作成し、治験依頼者から提出された同意・説明文書の記載内容が適切であるか否かを検討する（同意・説明文書の記載内容が、被験者に理解し易く、かつ十分な説明がなされているか、定められた説明事項が網羅され、適切な表現で記載されているか等について検討する）。

###### e) 被験者に対する支払い

委員会は、被験者に対する支払いがある場合には、その支払額及び支払い方法を審査し、これらが被験者に治験への参加を強制したり、不当な影響を及ぼさないことを確認する。また、支払方法、支払金額、支払時期等の情報が、適切に説明文書に記述されていることを確認し、参加期間等による案分の方法が明記されていることを確認する。

###### f) 被験者の健康被害に対する補償の内容が適切であること。

###### g) 被験者の募集手順（広告等）がある場合は、募集方法等が適切であること。

###### h) 治験に係る費用

委員会は、治験依頼者から支払われることが予定されている治験に係る費用について、その内容及び支払方法を審査し、これらが適正であるか否かを確認する。

- (2) 院長及び当該治験に関係のある委員は、その審議及び採決に参加してはならない。
- (3) 委員会は審議に参加した委員全員の合意をもって決定とする。
- (4) 審査結果は下記の通りとし、速やかに院長に文書で報告する。なお、b)～d)の場合は、その理由を付記する。
  - a) 承認する
  - b) 修正の上で承認する
  - c) 却下する
  - d) 保留する

#### 4) 委員会の議事録作成

委員会事務局は、委員会終了後、速やかに「治験審査委員会議事録」（参考書式 13）を作成し、委員長（副委員長が委員長を代行した場合にあっては、副委員長）の確認を得る。

#### 5) 治験審査結果等の作成

委員会事務局は、委員会の審議内容及び結果に基づき、「治験審査結果通知書」（書式 5）を作成し、委員長の確認を得る。

#### 6) 治験審査結果等の受領

院長は、委員会より「治験審査結果通知書」（書式 5）を受領する。

なお、外部の委員会に依頼した場合には、院長は、当該委員会より「治験審査結果通知書」（写）及び可能な限り当該治験の審査に関する「治験審査委員会議事録」（写）を入手する。

## 2. 院長の指示・決定

- 1) 院長は委員会の意見に基づき治験実施の適否の決定を行う。ただし、委員会が「却下」又は「保留」と決定した場合には治験の実施を了承することはできない。
- 2) 委員会の意見と院長の決定が同じである場合、院長は「治験審査結果通知書」（書式 5）（写）2部に記名・捺印又は署名し、治験依頼者及び治験責任医師に提出する。
- 3) 委員会の意見と院長の決定が異なる場合、治験事務局は「治験に関する指示・決定通知書」（参考書式 1）2部を作成し、院長の確認を得た上で「治験審査結果通知書」（書式 5）（写）とともに治験依頼者及び治験責任医師に提出する。
- 4) 院長の決定が「修正の上で承認」の場合、院長は治験依頼者及び治験責任医師より「治験実施計画書等修正報告書」（書式 6）及び修正後の資料を提出させ、修正内容を確認する。なお、必要に応じ修正内容を委員会に通知する。
- 5) 院長の決定が「保留」のため、治験依頼者及び治験責任医師より修正・追加された資料が提出された場合には、治験事務局は「治験審査依頼書」（書式 4）を作成し、院長の確認を得た上で再度、委員会へ審査依頼する。

## 3. 院長は、治験依頼者から要求された場合には、委員会で審査に用いられた治験実施計画書、症例報告書の見本等を提供する。

4. 治験責任医師は、委員会が治験の実施を承認し、これに基づく院長の指示・決定が文書で通知される前に被験者を治験に参加させない。
5. 治験事務局は、委員会議事録に基づき、速やかに下記事項を含んだ会議の記録の概要を作成し、院長の確認を得る。
  - 1) 開催日時
  - 2) 開催場所
  - 3) 出席委員名
  - 4) 議題
    - (1) 成分記号（一般名が付されている場合はその名称を含む）
    - (2) 治験依頼者名
    - (3) 開発の相
    - (4) 対象疾患名（第Ⅲ相試験に限る）  
(例：「〇〇〇株式会社の依頼による肺がん患者を対象とした ABC-123（一般名）の第Ⅲ相試験」)
  - 5) 審議結果を含む主な議論の概要（審議結果のみを記載するのではなく、質疑、応答などの主な内容を簡潔に記載すること。なお、特に議論がなかった場合には、審議結果のみ記載することで差し支えない。）
6. 院長は、会議の記録の概要を委員会開催後 2 ヶ月以内を目途に委員会事務局に備える。その際には、治験依頼者に確認する。ただし、本項に関しては、平成 21 年 4 月以降に適用する。
7. 他の医療機関の長からの治験審査の依頼
  - 1) 院長は他の医療機関の長から治験実施の適否等について審査を依頼された場合には、委員会の規定、本手順書及び「治験審査委員 委員指名書」（写）を提供する。
  - 2) 院長は、院内に設置した委員会で審査することが適当であるか否か委員長と協議し、適当であると判断した場合にのみ審査を受託し、当該医療機関の長と以下の内容を盛り込んだ審査に関する契約を締結する。（参考書式 5-1 又は参考書式 5-2）。
    - (1) 当該契約を締結した年月日
    - (2) 当院及び治験審査を依頼した医療機関の名称及び所在地
    - (3) 当該契約に係る業務の手順に関する事項
    - (4) 当該委員会が意見を述べる期限
    - (5) 被験者の秘密の保全に関する事項
    - (6) その他必要な事項
  - 3) 院長は、他の医療機関の長から治験審査申請書及び「Ⅱ. 治験の依頼に係る手順」の「5. 治験審査を依頼する委員会の選択から治験の審査依頼」の 2) で定められた審査資料及び実施体制に関する資料を受領する。
  - 4) 治験事務局は「治験審査依頼書」（参考書式 9）を作成し、院長の確認を得た上で委員会事務局に提出する。本手順書「2. 委員会での審議」1) から 4) に従う。

- 5) 委員長は、「治験審査結果通知書」(参考書式 10) を作成し、院長に提出する。
- 6) 治験事務局は、「治験審査の結果について」(参考書式 11) を作成し、院長の確認を得た上で「治験審査結果通知書」(参考書式 10) の写しとともに、審査依頼のあった医療機関の長に提出する。
- 7) 委員会事務局は、当該治験の議事録(写)を当該医療機関に提供する。
- 8) 会議の記録の概要  
治験事務局及び院長は、本手順書「Ⅲ. 委員会での審議から治験契約締結に係る手順」の 5. 及び 6. に従う。

## 8. 治験の契約

- 1) 院長は、治験実施の受託を決定した場合には、治験依頼者と以下の内容を記載した「治験契約書」(参考書式 3-1)により契約を締結する。なお、開発業務受託機関(CRO)がモニタリング等を行なう場合には、治験依頼者及び CRO と「治験契約書」(参考書式 3-2)により契約を締結する。
  - (1) 契約を締結した年月日
  - (2) 治験依頼者の名称及び所在地
  - (3) 開発業務受託機関の名称、所在地及びに委託する業務の範囲
  - (4) 実施医療機関の名称及び所在地
  - (5) 契約者の氏名及び職名
  - (6) 治験責任医師・治験分担医師の氏名及び職名
  - (7) 治験の期間
  - (8) 目標とする被験者数
  - (9) 治験薬の管理に関する事項
  - (10) 記録(データを含む。)の保存に関する事項
  - (11) 治験依頼者及び実施医療機関に従事する者が行う通知に関する事項
  - (12) 被験者の秘密の保全に関する事項
  - (13) 治験の費用に関する事項
  - (14) 実施医療機関が GCP 省令及び治験実施計画書を遵守して治験を行う旨
  - (15) 治験依頼者が行うモニタリング及び監査並びに治験審査委員会及び規制当局による調査を受け入れる旨。また、治験依頼者のモニター及び監査担当者並びに治験審査委員会及び規制当局の求めに応じて、原資料等の全ての治験関連記録を直接閲覧に供する旨
  - (16) 実施医療機関が GCP 省令、治験実施計画書又は当該契約に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合には、治験依頼者が治験の契約を解除できる旨
  - (17) 治験に関連して被験者に健康被害が発生した場合の補償に関する事項
  - (18) その他治験が適正かつ円滑に行われることを確保するために必要な事項
- 2) 治験責任医師は治験契約の内容を確認し、その旨を証するため記名・捺印/署名及び日付を記載する。
- 3) 治験事務局は治験薬管理者に治験契約が締結されたことを連絡する。

## IV. 治験の開始から終了に係る手順

### 1. スタートアップミーティング

- 1) 治験責任医師は、治験が GCP 省令、治験実施計画書等を遵守して安全、円滑に実施できるよう必要に応じ以下の治験関係者を招集しスタートアップミーティングを開催する。
  - (1) 治験分担医師
  - (2) 治験協力者
  - (3) 治験に関係するその他の職員
  - (4) 検査機関の担当者（集中測定の場合）
  - (5) 治験依頼者
- 2) スタートアップミーティングでは、治験薬及び治験実施計画の概要、治験薬及び資材、役割分担等について、治験依頼者、治験責任医師等が説明する。

### 2. 被験者の選定

- 1) 治験責任医師等は被験者の選定に当たって、人権保護の観点及び治験実施計画書に定められた選択基準及び除外基準に基づき、被験者の健康状態、症状、年齢、性別、同意能力、治験責任医師等との依存関係、他の治験への参加の有無等を考慮のうえ、治験に参加を求めるとの適否について慎重に検討する。
- 2) 同意の能力を欠く者については、当該治験の目的上、被験者とするのがやむを得ない場合を除き、原則として選定しない。
- 3) 次に示す、治験に参加しないことにより不当な不利益を受けるおそれがある者に治験への参加を求める場合には、当該者の同意が自発的に行われるよう特に慎重な配慮を払う。  
階層構造を有するグループの構成員としての医・歯学生、薬学生、看護学生、病院及び検査機関の下位の職員、製薬企業従業員並びに被拘禁者、不治の病に罹患している患者、養護施設収容者、失業者又は貧困者、緊急状態にある患者、少数民族集団、ホームレス、放浪者、難民、未成年及び治験参加の同意を表明する能力のない者等

### 3. 同意説明及び同意取得

- 1) 治験責任医師等は、委員会にて承認された説明文書を使用して被験者(又は代諾者)に適切な説明を行い、同意文書に記名捺印又は署名し、日付を記入する。なお説明に当たり、被験者(又は代諾者)に治験への参加又は継続について不当な影響を及ぼすことのないように注意し、口頭により補足説明を行なう場合も平易で判り易い表現を用いる。
- 2) 治験責任医師等は、被験者(又は代諾者)から同意を得る前に、被験者(又は代諾者)が質問する機会と、治験に参加するか否かを判断するのに必要な十分な時間を与える。
- 3) 治験責任医師等は、被験者(又は代諾者)からの全ての質問に対して、被験者(又は代諾者)が十分理解できるように回答する。
- 4) 治験責任医師等は、被験者(又は代諾者)より治験参加への同意を得た場合、被験者(又は代諾者)が記名捺印又は署名した同意文書を入手し、その写しを被験者(又は代諾者)に渡し、原本

を診療録等に保管する。

- 5) 治験責任医師等は、治験を開始する前に、他に主治医がいるか否かを被験者に確認し、他に主治医がいる場合は被験者の了承の下に、他の主治医に被験者の治験への参加を報告するとともに、他の主治医から被験者に関する情報（疾患名、処方薬等）を得る。

#### 4. 治験の実施

- 1) 治験責任医師等は、GCP 省令、治験の実施に係る規定、本手順書及び治験実施計画書並びに治験契約書に従い、治験を実施する。
- 2) 治験責任医師は、緊急の危険を回避するためなど医療上やむを得ない場合や事務的事項に関する変更の場合を除き、委員会から承認の文書を得る前に治験実施計画書からの逸脱又は変更をしない。
- 3) 治験責任医師等は、被験者が治験に参加している間に、被験者(又は代諾者)の同意に関連し得る新たな重要な情報が得られた場合には、以下のように対応する。
  - (1) 当該情報を速やかに被験者(又は代諾者)に伝え、治験への継続参加について被験者（又は代諾者）の意思を確認する。その際、被験者(又は代諾者)に行った説明内容及びその結果を文書に記録する。
  - (2) 当該情報に基づき、速やかに同意・説明文書等を改訂し、予め治験審査を依頼した委員会の承認を得る。
  - (3) 当該委員会の承認を受けた同意・説明文書等を用いて、改めて被験者（又は代諾者）に説明し、治験への参加継続について自由意思による同意を文書により得る。
- 4) 治験責任医師等は、被験者が治験の途中で参加を取り止めようとしたり、又は取り止めた場合、被験者はその理由を明らかにする必要はないが、被験者の権利を十分尊重した上で、その理由を可能な範囲で確認する。
- 5) 治験責任医師は、治験契約書に記載された治験期間内に、被験者を治験に参加させる。

#### 5. 症例報告書等の作成及び報告

- 1) 治験責任医師等は、治験実施計画書に従って正確に症例報告書を作成し、これに記名捺印又は署名する。
- 2) 治験責任医師は、治験分担医師が作成した症例報告書を点検し、内容を確認した上で、これに記名捺印又は署名する。
- 3) 症例報告書中のデータのうち、原資料に基づくものは原資料と矛盾しないものでなければならない。症例報告書中のデータが原資料と何らかの矛盾がある場合には、治験責任医師はその理由を説明する記録を作成し、治験依頼者に提出する。
- 4) 治験責任医師等は、症例報告書を変更又は修正する場合には、治験依頼者から提供された症例報告書の変更・修正手引きに従う。症例報告書のいかなる変更又は修正にも日付の記入及び捺印又は署名する。なお、重大な変更又は修正を行なう場合には変更又は修正理由も記入する。
- 5) 治験責任医師等は、症例報告書を変更又は修正する場合には、当初の記載内容を不明瞭にするものであってはならない。

## 6. 治験実施計画書からの逸脱

- 1) 治験責任医師等は、下記の例外事由を除き、治験責任医師と治験依頼者との事前の合意及び委員会の承認文書を得ることなく、治験実施計画書からの逸脱又は変更を行ってはならない。
  - (1) 被験者の緊急の危険を回避するためのものである等、医療上やむを得ない場合  
治験責任医師等は、被験者の緊急の危険回避など、医療上やむを得ない事由の場合は、治験依頼者との事前の合意及び治験審査を依頼した委員会の事前承認なしで、治験実施計画書からの逸脱あるいは変更を行なうことができる。その際には、治験責任医師は逸脱又は変更の内容及び理由（「緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する報告書」（書式8））並びに治験実施計画書の改訂が適切な場合にはその案を作成し、可能な限り早急に治験依頼者並びに院長及び委員会の承認を得るとともに、治験依頼者の合意（「緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する通知書」（書式9））を院長経由で得る。
  - (2) 治験依頼者の組織・体制の変更、実施医療機関の名称・診療科名の変更、実施医療機関及び治験依頼者の所在地又は電話番号の変更、治験責任医師の職名の変更、モニターの変更等の治験の事務的事項に関する変更
- 2) 治験責任医師等は、理由の如何を問わず治験実施計画書からの逸脱事項を全て記録する。  
なお、緊急の危険回避の場合を除く治験実施計画書からの逸脱の場合は「逸脱（緊急の危険回避の場合を除く）記録（参考書式A）」を作成し、実施状況報告又は治験終了報告と併せて院長に報告する。
- 3) 治験責任医師は、無作為割付の手順が規定されている場合にはこれに従い、治験薬割付記号が治験実施計画書を遵守した方法でのみ開封されることを保証する。盲検法による治験において予め定められた時期よりも早い段階での開封（事故による開封、重篤な有害事象のための開封など）を行った時は、治験責任医師はこれをその理由とともに速やかに文書に記録し、治験依頼者に提出する。
- 4) 治験責任医師は、治験の実施に重大な影響を与え、又は被験者の危険を増大させるような治験のあらゆる変更について、治験依頼者、院長及び院長を経由して委員会に速やかに報告書を提出する。

## 7. 重篤な有害事象の発生等

- 1) 治験における重篤な有害事象の発生等（治験機器の場合は、「重篤な有害事象」を「重篤な有害事象及び不具合」と読み替える）
  - (1) 治験責任医師は、重篤な有害事象の発生を認めたときは、治験薬との因果関係の有無に係らず、全ての重篤な有害事象を直ちに院長に報告する。この場合、報告する重篤な有害事象のうち、重篤で予測できない副作用を特定するものとする。
  - (2) 治験責任医師は、重篤な有害事象の発生を認めたときは、治験実施計画書及び治験薬概要書等において「緊急の報告が不要」と規定されている場合を除き、全ての重篤な有害事象を治験依頼者に直ちに報告しなければならない。
  - (3) 緊急報告後、治験責任医師は速やかに院長及び治験依頼者に文書（書式 12-1 及び書式

12-2 又は書式 14) で詳細な報告を行なう。

- 2) 製造販売後臨床試験における重篤な有害事象又は未知の軽微でない副作用の発生等（製造販売後臨床試験機器の場合は、「重篤な有害事象及び不具合又は未知の軽微でない副作用」を「重篤な有害事象又は未知の軽微でない副作用及び不具合」と読み替える）
  - (1) 製造販売後臨床試験責任医師は、製造販売後臨床試験実施計画書等において緊急の報告が不要と規定されている場合を除き、重篤な有害事象又は未知の軽微でない副作用を院長及び製造販売後臨床試験依頼者に緊急報告する。
  - (2) 緊急報告後、製造販売後臨床試験責任医師は速やかに院長及び製造販売後臨床試験依頼者に文書（書式 13-1 及び書式 13-2 又は書式 15）で詳細な報告を行なう。
  - (3) 医薬品の製造販売後臨床試験の場合、重症度分類については「医薬品の副作用の重症度分類基準」（薬安第 80 号、平成 4 年 6 月 29 日）に準ずる。
- 3) 治験責任医師は、治験実施計画書において治験薬の安全性評価のために重要であると規定された有害事象について、治験実施計画書で規定された報告要件及び期限を守って治験依頼者に報告する。
- 4) 治験責任医師は、報告した死亡例を含む重篤な有害事象又は未知の軽微でない副作用について、治験依頼者、院長及び委員会から要求された追加の情報（剖検報告書、末期の医療記録及びその他必要とされる情報）をこれらに提出する。

## 8. 治験の継続審査等

- 1) 治験の実施中に以下に該当する事項が生じた場合には、院長は治験依頼者又は治験責任医師よりその内容を文書で提出させる。
  - (1) 治験実施計画書等の追加、更新又は改訂（「治験に関する変更申請書」（書式 10））  
（但し、治験実施計画書の分冊を作成しており、他の実施医療機関に特有の情報を改訂する場合、及び症例報告書の見本のレイアウトの変更、EDC の仕様の変更を行う場合は対象としない。）
  - (2) 同意文書、説明文書の追加、更新又は改訂（「治験に関する変更申請書」（書式 10））
  - (3) 当院で生じた重篤な有害事象（「重篤な有害事象に関する報告書」（書式 12-1 及び書式 12-2）：医薬品の治験）
  - (4) 当院で生じた治験依頼者に報告すべき有害事象（「有害事象に関する報告書」（書式 13-1 及び書式 13-2）：医薬品の製造販売後臨床試験）
  - (5) 当院で生じた重篤な有害事象及び不具合（「重篤な有害事象及び不具合に関する報告書」（書式 14）：医療機器の治験）
  - (6) 当院で生じた治験依頼者に報告すべき有害事象及び不具合（「有害事象及び不具合に関する報告書」（書式 15）：医療機器の製造販売後臨床試験）
  - (7) 治験依頼者から報告された安全性情報（「安全性情報に関する報告書」（書式 16））
  - (8) 緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱（「緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する報告書」（書式 8））
  - (9) 治験期間が 1 年を超える場合、年 1 回以上の報告（「治験実施状況報告書」（書式 11））
  - (10) 治験の実施に重大な影響を与え、又は被験者の危険を増大させるような治験のあらゆる

## 変更

(11) その他、委員会の審査が必要と考えられる事項

- 2) 治験事務局は「治験審査依頼書」(書式 4)を作成し、院長の確認を得た上で速やかに委員会に治験の継続について審査依頼する。その際、緊急に委員会の意見を求める場合には、「治験審査依頼書」(書式 4)の欄外にその旨を朱書する。なお、予定された全ての被験者の治験(投薬)終了後、「治験終了(中止・中断)報告書」(書式 17)を作成するまでの期間に、治験依頼者から安全性情報等が報告された場合は、院長は「治験終了(中止・中断)報告書」(書式 17)とともに当該安全性情報等を委員会に通知することもできる。

3) 委員会での審議

委員会での審議の手順は、本手順書「Ⅲ. 委員会での審議から治験契約締結に係る手順」の「1. 委員会での審議」の項に従う。

4) 委員会の緊急開催

(1) 院長から緊急に委員会開催の指示があった場合あるいは委員長が緊急に委員会を開催する必要があると判断した場合には、委員長は可及的速やかに委員会を開催する。

(2) 委員会を緊急に開催する必要がある事項は、下記のうち治験責任医師、院長あるいは委員長等が緊急に開催する必要があると判断した事項をいう。

- a) 治験責任医師から報告された重篤な有害事象
- b) 治験責任医師から報告された治験の実施に重大な影響又は被験者の危険を増大させるような変更
- c) 治験依頼者から報告された重篤で予測できない副作用等
- d) 治験依頼者から報告された重篤で予測できない不具合等
- e) その他、治験の継続に重大な影響を及ぼす事項

(3) 委員会を緊急に開催する場合にも成立要件を満たす必要がある。止むを得ず成立要件を満たさなかった場合でも、医師資格を有する委員が複数名参加している上で同様の手順で審査を行い、暫定的な意見である旨を明記して院長に報告する。またその場合は次回の委員会で再度審査するものとする。

5) 迅速審査

委員長は、進行中の治験に関し、治験依頼者又は治験責任医師より治験に係る軽微な変更の申し出があった場合は、委員会を開催せず、迅速審査により承認することができる。なお、迅速審査で対応できる進行中の治験に関わる軽微な変更該当すると考えられる事項とは、治験の実施に影響を与えない範囲で、被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性がなく、被験者への危険を増大させない変更をいう。具体例を以下に記載する。

例：治験の期間が1年を超えない場合の治験契約期間の延長、実施(契約)症例数の追加、治験分担医師の追加・削除等

迅速審査を行なう場合、委員長及び委員長が委員の中から選出した少なくとも1名の委員で、提出された資料の内容を確認及び検討して決定を下す。なお、迅速審査の内容及び審査結果については次回の委員会において報告する。

6) 上記 3) 及び 4) における委員会の審査結果は下記の通りとする。

- (1) 承認する

- (2) 修正の上で承認する
- (3) 既に承認した事項を取り消す

7) 院長の指示・決定

院長は、本手順書「Ⅲ. 委員会での審議から治験契約締結に係る手順」の「2. 院長の指示・決定」の項に従う。

8) 会議の記録の概要

治験事務局及び院長は、本手順書「Ⅲ. 委員会での審議から治験契約締結に係る手順」の5. 及び6. に従う。

- 9) 治験契約の変更が必要な場合は、院長は「契約内容変更に関する覚書」（参考書式 4-1 又は参考書式 4-2）を締結する。治験責任医師は変更された治験契約の内容を確認し、その旨を証するため記名・捺印又は署名及び日付を記載する。

9. 他の医療機関の長からの継続審査の依頼

他の医療機関の長から継続審査を依頼された場合は、本手順書「Ⅲ. 委員会での審議から治験契約締結に係る手順」の「7. 他の医療機関の長からの治験審査の依頼」の項に従う。

10. 治験の終了、中止又は中断時

- 1) 治験責任医師が治験の終了、中断又は中止した場合（院長の指示による場合も含む）

治験責任医師が治験の終了、又は自ら治験を中断又は中止した場合、速やかにその旨及びその結果の概要を記載した「治験終了（中止・中断）報告書」（書式 17）を作成し、院長に提出する。院長は「治験終了（中止・中断）報告書」（書式 17）（写）2部に記名捺印又は署名し、委員会及び治験依頼者に通知する。

- 2) 治験依頼者が治験を中止又は中断した場合

- (1) 「開発の中止等に関する報告書」（書式 18）により治験依頼者から治験の中止又は中断の申し出を受けた場合には、院長は「開発の中止等に関する報告書」（書式 18）（写）2部に記名捺印又は署名し治験責任医師及び委員会に通知する。治験責任医師等は、被験者に対し速やかにその旨を通知し、被験者に対する適切な治療及び事後処理を行なう。
- (2) 治験責任医師は、速やかに「治験終了（中止・中断）報告書」（書式 17）を作成し、院長に提出する。院長は「治験終了（中止・中断）報告書」（書式 17）（写）2部に記名捺印又は署名し、委員会及び治験依頼者に通知する。

## V. 治験薬管理に関する手順

### 1. 治験薬の受領等

- 1) 治験薬管理者は治験薬交付時若しくはそれ以前に、治験依頼者より治験薬の取扱い手順書を入手し、その手順書に記載されている治験薬の保管・管理の方法等を確認する。
- 2) 治験薬管理者は契約が締結されたことを確認した後、治験依頼者から治験薬を受領する。その際、治験薬納品書と照合し、受領書を発行する。
- 3) 治験薬管理者は、使用済みの治験薬の空き箱等の回収の有無について治験依頼者と事前に協議する。

### 2. 治験薬の保管、管理、払出及び使用状況の把握

- 1) 治験薬管理者は、治験薬を一般診療用薬剤及び他の治験薬と明確に区分し、治験薬の取扱い手順書に記載された方法により、保管、管理する。
- 2) 治験薬管理者は、治験薬管理表を作成し、治験薬の在庫、被験者毎の治験薬の使用状況（日付、数量、製造番号又は製造記号）、治験薬の使用期限及び治験の進行状況を把握する。
- 3) 治験薬管理者は、治験薬管理表と在庫数量との間に矛盾がないことを、少なくとも月1回は確認する。また、治験薬の使用期限についても留意する。
- 4) 治験薬管理者は、治験薬の処方が治験実施計画書の用法・用量及び投与期間から逸脱していないことを確認する。
- 5) 治験薬管理者は、治験薬が冷蔵保存等の場合は、適切な設備のもとで保管、管理し、温度管理記録等をとる。

### 3. 服薬しなかった治験薬の被験者からの回収

未服薬の治験薬がある場合には、治験薬の取扱い手順書に定められている方法に従い、治験薬を被験者から回収し、回収の記録を作成する。

### 4. 治験薬の返却

- 1) 治験が中止・中断又は終了した時は、速やかに未使用治験薬（被験者から返却された未使用治験薬を含む）及び必要な場合は、使用済みの治験薬の空き箱等を治験薬返却書とともに治験依頼者に返却する。その際、治験依頼者から治験薬回収書を受領する。
- 2) 治験薬の返却に際しては、治験薬受領数量、処方数量及び返却数量の間に矛盾がないことを確認する。矛盾が認められた場合にはその理由を調査し、その結果を治験薬管理表に記入する。
- 3) 治験薬管理表の写しを治験依頼者に提供する場合は、被験者のプライバシー保護の観点から実名はマスクし、被験者識別コード等を記入したものを治験依頼者に提供する。

## VI. 治験機器の管理に関する手順

### 1. 治験機器の受領等

- 1) 治験機器管理者は治験機器交付時若しくはそれ以前に、治験依頼者より治験機器の取扱い手順書を入手し、その手順書に記載されている治験機器の保管・管理の方法等を確認する。
- 2) 治験機器管理者は契約が締結されたことを確認した後、治験依頼者から治験機器を受領する。その際、治験機器納品書と照合し、受領書を発行する。
- 3) 治験機器管理者は、使用済みの治験機器の空き箱等の回収の有無について治験依頼者と事前に協議する。

### 2. 治験機器の保管、保守点検、払出及び使用状況の把握

- 1) 治験機器管理者は、治験機器を他の治験機器と明確に区分し、治験機器の取扱い手順書に記載された方法により、保管及び保守点検する。
- 2) 治験機器管理者は治験機器管理表を作成し、治験機器の在庫、被験者毎の治験機器の使用及び処分状況（日付、数量、製造番号又は製造記号）、治験機器の使用期限及び治験の進行状況を把握する。
- 3) 治験機器管理者は治験機器管理表と在庫数量との間に矛盾がないことを、少なくとも月1回は確認する。また、治験機器の使用期限についても留意する。
- 4) 治験機器管理者は治験機器の使用が治験実施計画書から逸脱していないことを確認する。
- 5) 治験機器管理者は治験機器が特殊な保管環境（温度、湿度等）を要求する場合は、適切な設備のもとで保管、管理し、温度管理記録等をとる。

### 3. 使用しなかった治験機器の回収

未使用の治験機器がある場合には、治験機器の取扱い手順書に定められている方法に従い、治験機器を被験者から回収し、回収の記録を作成する。

### 4. 治験機器の返却

- 1) 治験が中止・中断又は終了した時は、速やかに未使用治験機器（被験者から返却された未使用治験機器を含む）及び必要な場合は使用済みの治験機器等を治験機器返却書とともに治験依頼者に返却する。その際、治験依頼者から治験機器回収書を受領する。
- 2) 治験機器の返却に際しては、治験機器受領数量、使用数量及び返却数量の間に矛盾がないことを確認する。矛盾が認められた場合にはその理由を調査し、その結果を治験機器管理表に記入する。
- 3) 治験機器管理表の写しを治験依頼者に提供する場合は、被験者のプライバシー保護の観点から実名はマスクし、被験者識別コード等を記入したものを治験依頼者に提供する。

## VII. モニタリング（直接閲覧）の受入れに係る手順

1. 治験責任医師、治験事務局及び治験協力者は、モニタリング担当者から原資料及び治験に係る文書又は記録の直接閲覧の申し出を受けた場合は事前に、日時、内容及び当院の対応者等についてモニタリング担当者と協議する。
2. 治験事務局は治験責任医師に日程及び直接閲覧する内容を連絡する。
3. 治験責任医師の業務に係る資料の直接閲覧には、治験責任医師、治験分担医師あるいは治験協力者のいずれかが立会うことを原則とし、万一、治験協力者の立会いも不可能な場合は、治験責任医師が他の適切な者を指名するものとする。  
また、治験に係る文書又は記録の直接閲覧には、治験事務局等が立会うことを原則とする。
4. 直接閲覧に対応した者は、治験に係る被験者情報の開示に際し、被験者のプライバシーには十分配慮するものとする。
5. 直接閲覧の結果、症例報告書と原資料との間に不整合が見出された場合は、治験責任医師又は治験分担医師が適切な対応を行い、その内容を記録に残す。

## VIII. 監査の受入れに係る手順

### 1. 監査の受入れ

- 1) 治験事務局は、治験依頼者から監査実施の申し出があった場合には、治験依頼者と協議した上で、治験依頼者より「直接閲覧実施連絡票」（参考書式 2）を提出させる。
- 2) 治験事務局は、監査実施の内容に応じて、治験責任医師及び治験薬管理者等と日程等を調整し、「直接閲覧実施連絡票」（参考書式 2）に必要事項を記入し治験依頼者に通知する。
- 3) 治験事務局は監査当日の閲覧場所を確保する。

### 2. 監査の実施

- 1) 上記に記載した主たる対応者は、「直接閲覧実施連絡票」（参考書式 2）の記載内容に基づいて、監査当日までに閲覧に必要な記録の内容を確認し、治験に係る記録等を準備する。
- 2) 監査実施時の当院の主たる対応者は、原則として治験事務局、治験責任医師又は治験分担医師、治験薬管理者及び治験協力者（指名している場合）とする。
- 3) 監査の実施に際しては、閲覧に提供する保存資料が散逸しないよう十分配慮する。
- 4) 治験に係る被験者情報の開示に際し、被験者のプライバシー保護に十分配慮するものとする。

### 3. 監査結果の受領

治験事務局は可能な限り文書による監査の結果を入手する。また対応した結果を記録に残す。

## IX. 記録等の保管管理及び保存に係る手順

### 1. 文書等の保管

- 1) 治験事務局責任者は、以下に示した当院の治験の実施体制に関する文書を保管管理する。
  - (1) 本規定、緊急時対応の手順書、治験実施に係る標準業務手順書、指名書、審査を委託した治験審査委員会の標準業務手順書・委員指名書（写）等
  - (2) SMO との提携契約書（提携した場合）等
  - (3) 治験依頼者から受領した記録等の保存期間に関する報告書、廃棄の記録等
- 2) 記録保存責任者は、GCP 省令に従い、治験終了から廃棄に至るまで以下に示した治験に係る文書又は記録を治験毎に保管管理する。
  - (1) 治験責任医師の履歴書（書式 1）
  - (2) 治験分担医師の氏名のリスト
  - (3) 治験分担医師・治験協力者リスト（書式 2）
  - (4) 調査審議に関する契約書（参考書式 5-1、5-2）
  - (5) 治験審査依頼書（書式 4、参考書式 9）
  - (6) 治験審査結果通知書（書式 5、参考書式 10）
  - (7) 委員会の議事録（参考書式 13-1）
  - (8) 治験に関する指示・決定通知書（参考書式 1）
  - (9) 治験依頼者から提出された治験審査資料
  - (10) 治験に係る契約書等（参考書式 3-1、3-2）
  - (11) 同意・説明文書
  - (12) 被験者のスクリーニングリスト
  - (13) 臨床検査値の基準値一覧
  - (14) 治験依頼者から提供された割付コード開封手順書
  - (15) 治験依頼者から提供された症例報告書の変更・修正手引き書
  - (16) 治験依頼者の指名者による症例報告書の変更・修正手順書
  - (17) 治験依頼者から提出された安全性に関する通知・報告文書（書式 16）
  - (18) 治験実施状況報告書（書式 11）
  - (19) 治験実施計画書からの逸脱に関する記録（参考書式 A）
  - (20) 緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する報告書（書式 8）
  - (21) 治験依頼者から提出された緊急の危険回避のための治験実施計画書からの逸脱に関する合意書（書式 9）
  - (22) 同意・説明文書又は治験実施計画書等の変更に関する報告書及び資料（書式 10）
  - (23) 重篤な有害事象等に関する報告書（書式 12-1、12-2、13-1、13-2）
  - (24) 治験依頼者に提出した症例報告書（写）
  - (25) 症例報告書の変更・修正記録、原資料との矛盾を説明した記録
  - (26) 被験者識別コードのリスト
  - (27) 治験依頼者に提出した症例報告書の基となる原資料（診療録等）

- (28) 治験責任医師、治験分担医師の署名・印影一覧表（写）
- (29) 被験者の署名済み同意文書
- (30) 治験薬割付コードの開封記録
- (31) 治験薬取扱い手順書
- (32) 治験薬の保管・管理記録
- (33) 治験の終了あるいは中止・中断に関する報告書（書式 17）
- (34) その他

## 2. 保存すべき記録及び資料の保存期間

- 1) 治験の実施体制に関する文書の保存期間は、永久保存とする。
- 2) 個々の治験に係る記録及び資料については、治験依頼者によって保存の必要がなくなった旨の通知がなされるまで保存すること。なお、保存すべき期間は下記の(1)又は(2)の日のうち、いずれか遅い日までとする。但し、治験依頼者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について、治験事務局が治験依頼者と協議する。
  - (1) 当該被験薬又は被験機器が薬事法による製造販売承認を取得した日  
(治験依頼者から、開発の中止若しくは治験の成績が承認申請書に添付されない旨の通知を受けた場合には、開発中止が決定された日若しくは申請書に添付されない旨の通知を受けた日から3年経過した日)
  - (2) 治験の中止又は終了後3年が経過した日
- 3) 製造販売後臨床試験の実施に係る記録及び資料については、製造販売後臨床試験依頼者によって保存の必要がなくなった旨の通知がなされるまで保存すること。なお、保存すべき期間は当該被験薬又は被験機器の再審査又は再評価が終了した日までとする（途中で中止、中断した場合も同様）。但し、治験依頼者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について、治験事務局が治験依頼者と協議する。

## 3. 記録の廃棄

- 1) 院長は、治験依頼者から当該治験薬が製造販売承認を取得した又は再審査（再評価）が終了した等について、「開発の中止等に関する報告書」（書式 18）で通知を受けた場合、速やかに委員会（外部の委員会に審査を依頼した場合、当該委員会事務局）、治験責任医師及び記録保存責任者に対し、その旨をこの報告書の写しにより通知する。
- 2) 記録保存責任者は、当該資料の記録の保管期間の指示に従って、記録等の処理を行う。
- 3) 記録保存責任者は、記録等を廃棄した際には、廃棄した記録の一覧を作成する。
- 4) 記録保存責任者は、院長の指示を受けて当該記録を廃棄する場合は、被験者のプライバシー及び治験依頼者の秘密を侵害しないよう適切に処分するものとする。

治験関連書式  
(統一書式・参考書式)

# 統一書式一覧

(企業治験・製造販売後臨床試験)

統一書式 番号	資料名
書式 1	履歴書
書式 2	治験分担医師・治験協力者 リスト
書式 3	治験依頼書
書式 4	治験審査依頼書
書式 5	治験審査結果通知書
書式 6	治験実施計画書等修正報告書
書式 7	治験実施計画書からの逸脱（緊急の危険回避の場合を除く）に関する報告書
書式 8	緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する報告書
書式 9	緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する通知書
書式 10	治験に関する変更申請書
書式 11	治験実施状況報告書
書式 12-1	重篤な有害事象に関する報告書（医薬品治験）
書式 12-2	重篤な有害事象に関する報告書（医薬品治験：詳細記載用）
書式 13-1	有害事象に関する報告書（医薬品製造販売後臨床試験）
書式 13-2	有害事象に関する報告書（医薬品製造販売後臨床試験：詳細記載用）
書式 14	重篤な有害事象及び不具合に関する報告書（医療機器治験）
書式 15	有害事象及び不具合に関する報告書（医療機器製造販売後臨床試験）
書式 16	安全性情報等に関する報告書
書式 17	治験終了（中止・中断）報告書
書式 18	開発の中止等に関する報告書
参考書式 1	治験に関する指示・決定通知書
参考書式 2	直接閲覧実施連絡票

## 参考書式一覧

(治験・製造販売後臨床試験)

参考書式 番号・記号	資料名	説明
1	治験に関する指示・決定通知書	統一書式による
2	直接閲覧実施連絡票	統一書式による
3-1	治験契約書	治験依頼者と当院が治験契約を締結する場合に使用する。
3-2	治験契約書	治験依頼者、開発業務受託機関及び当院が治験契約を締結する場合に使用する。
4-1	契約内容変更に関する覚書	治験依頼者と当院が治験契約を変更する場合に使用する。
4-2	契約内容変更に関する覚書	治験依頼者、開発業務受託機関及び当院が治験契約を変更する場合に使用する。
5-1	治験の調査審議に関する委受託契約	外部の治験審査委員会に治験審査を依頼する場合、治験審査委員会の設置者と院長が契約締結のために使用する。 また、外部の医療機関から治験審査を受託する場合、院長と当該医療機関の長が契約締結のために使用する。
5-2	治験の調査審議に関する委受託契約	外部の治験審査委員会に治験審査を依頼する場合、治験審査委員会の設置者、院長及びSMOが契約締結のために使用する。 また、外部の医療機関から治験審査を受託する場合、院長、当該医療機関の長及びSMOが契約締結のために使用する。
6	治験事務局責任者・治験薬管理者・記録保存責任者指名書	治験事務局責任者・治験薬管理者・記録保存責任者を指名するために使用する。
7	治験機器管理者指名書	治験機器管理者指名するために使用する。
8	治験審査申請書	外部の治験審査委員会に審査を依頼する場合、院長が治験審査委員会の設置者に審査依頼するために使用する。 また、外部の医療機関から審査を受託する場合、当該医療機関の長が院長に審査依頼するために使用する。
9	治験審査依頼書	外部の医療機関から審査申請を受けた場合、院長が治験審査委員会委員長に審査依頼するために使用する。
10	治験審査結果通知書	外部の医療機関から審査申請を受けた場合、治験審査委員会委員長が院長に審査結果を報告するために使用する。
11	治験審査の結果について	外部の医療機関に、院長が審査結果を報告するために使用する。
12	治験審査委員会開催通知書	治験審査委員会の開催通知に使用する。
13-1	治験審査委員会議事録	治験審査委員会の会議の記録を作成するために使用する。
13-2	治験審査委員会の記録（概要）	治験審査委員会の会議の記録の概要を作成するために使用する。
14	治験審査委員会 委員委嘱書	院外の治験審査委員を委嘱するために使用する。
15	治験審査委員会 委員受諾書	院外の治験審査委員を委嘱し、受諾をいただいた場合に使用する。
16	治験審査委員会 委員名簿兼指名書	治験審査委員を指名するために使用する。
A	逸脱（緊急の危険回避の場合を除く）記録	緊急の危険回避の場合を除く逸脱を記録するために使用する。

(注意) 上記参考書式において、選択した区分により下記のように用語の読替えを行う。

- 製造販売後臨床試験を選択した場合、「治験」を「製造販売後臨床試験」
- 医療機器を選択した場合、「治験薬」を「治験機器」及び「被験薬」を「被験機器」

整理番号	
区分	<input type="checkbox"/> 治験 <input type="checkbox"/> 製造販売後臨床試験
	<input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 医療機器

## 治 験 契 約 書

羽島市民病院（以下、甲という）と.....（治験依頼者）.....（以下、乙という）とは、被験薬（被験薬名）..... の治験（以下、本治験という）の実施に際し、

- （1）乙は、甲に対し被験薬の非臨床試験及び先行する臨床試験の結果、並びに本治験の実施に必要な情報を提供するとともに、治験責任医師の同意を得た治験実施計画書その他本治験に関連する書類を作成・提出した。
- （2）甲は、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成9年3月27日付、厚生省令第28号）（以下、GCP省令という）第27条（医療機器の場合には、下線部分を「「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成17年3月23日付け厚生労働省令第36号）（以下、GCP省令という）第46条」とする）に基づいて設置された治験審査委員会（以下、治験審査委員会という）で、本治験の倫理的・科学的妥当性及び本治験実施の適否につき審議を受け、同委員会の承認を得たのち、乙及び治験責任医師にその旨及びこれに基づく甲の長の指示又は決定を文書で通知した。

よって、甲と乙とは、本治験の実施に関し、以下の各条のとおり契約を締結する。

### 第1条（本治験の内容及び委託）

本治験の内容は次のとおりとし、甲は乙の委託により、これを実施する。

治験課題 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

治験実施計画書No. : \_\_\_\_\_

治験の内容(対象・投与期間等) :

\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

治験責任医師 : 氏名 \_\_\_\_\_ (職名 \_\_\_\_\_)

治験分担医師 :

氏名 \_\_\_\_\_ (職名 \_\_\_\_\_)、氏名 \_\_\_\_\_ (職名 \_\_\_\_\_)

氏名 \_\_\_\_\_ (職名 \_\_\_\_\_)、氏名 \_\_\_\_\_ (職名 \_\_\_\_\_)

氏名 \_\_\_\_\_ (職名 \_\_\_\_\_)、氏名 \_\_\_\_\_ (職名 \_\_\_\_\_)

目標とする被験者数 : \_\_\_\_\_ 例

治 験 期 間 : 西暦      年      月      日～西暦      年      月      日

## 第2条（本治験の実施）

甲及び乙は、薬事法、GCP省令及びGCP省令に関連する通知（医薬品の製造販売後臨床試験の場合には下線部分を「GCP省令、GCP省令に関する通知及び「医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」（平成16年12月20日付 厚生労働省令第171号）」とする。また、医療機器の製造販売後臨床試験の場合には下線部分を「GCP省令、GCP省令に関する通知及び「医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」（平成17年3月23日付、厚生労働省令第38号）」とする。）（以下、これらを総称してGCP省令等という）を遵守して、本治験を実施するものとする。

- ②甲及び乙は、本治験の実施に当たり、被験者の人権・福祉を最優先するものとし、被験者の安全、プライバシーに悪影響を及ぼす恐れのあるすべての行為は、これを行わないものとする。
- ③甲は、前条の治験実施計画書を遵守して慎重かつ適正に本治験を実施する。
- ④甲は、被験者が本治験に参加する前に、GCP省令第51条第1項各号（医療機器の場合には、下線部分を「GCP省令第71条第1項各号」とする）に掲げる事項を記載した説明文書及び同意文書を作成し、被験者に交付するとともに、当該説明文書に基づいて本治験の内容等を十分に被験者に説明し、本治験への参加について自由意思による同意を文書により得るものとする。また、同意取得後に、同意文書の写しを被験者に交付するものとする。なお、被験者本人からの同意取得が困難な場合、本治験への参加又は参加の継続について被験者の意思に影響を与える情報が得られた場合、又は被験者が同意文書等を読めない場合にあつては、GCP省令等に基づき同意を取得するものとする。
- ⑤甲の長、治験責任医師及び乙は、GCP省令等に規定されている通知及び報告を、適切な時期に適切な方法で行わなければならない。
- ⑥甲は、天災その他やむを得ない事由により本治験の継続が困難な場合には、乙と協議を行い、本治験の中止又は治験期間の延長をすることができる。

## 第3条（副作用情報等）（医療機器の場合には、下線部分を「不具合情報等」とする）

乙は、被験薬について薬事法第80条の2第6項（製造販売後臨床試験の場合には下線部分を「薬事法第77条の4の2」とする）に規定する事項を知ったときは、GCP省令等に基づいてその旨を治験責任医師及び甲の長に文書で通知する。

（医療機器の場合は、下記を削除する。）

- ②平成21年4月1日以降は、前項によらず次の各号に従う。
  - 1. 乙は、被験薬について薬事法第80条の2の第6項（製造販売後臨床試験の場合には下線部分を「薬事法第77条の4の2」とする）に規定する事項を知ったときは、その発現症例一覧等を当該被験薬ごとに、当該被験薬について初めて治験の計画を届け出た日等（製造販売後臨床試験の場合には、下線部分を「当該被験薬の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指定した日」とする）から起算して半年ごとに、その期間の満了後二月以内に治験責任医師及び甲の長に通知しなければならない。
  - 2. 乙は、薬事法第80条の2の第6項（製造販売後臨床試験の場合には下線部分を「薬事法第77条の4の2」とする）に規定する事項のうち当該被験薬の治験薬概要書から予測できないものを知ったときに、直ちにその旨を治験責任医師及び甲の長に通

知しなければならない。

- ③ 治験責任医師は、被験薬及び本治験において被験薬と比較するために用いられる医薬品又は薬物その他の物質(医療機器の場合には、下線部分を「医療機器」とする)(以下、治験薬という)について、GCP省令第48条第2項(医療機器の場合には、下線部分を「GCP省令第68条第2項」とする)に規定する治験薬の副作用(医療機器の場合には、下線部分を「不具合等」とする)によるものと疑われる死亡その他の重篤な有害事象の発生を認めるときは、直ちに甲の長及び乙に通知する。
- ④ 乙は、被験薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、直ちにこれを治験責任医師及び甲の長に通知し、速やかに治験実施計画書及び治験薬概要書の改訂その他必要な措置を講ずるものとする。

(製造販売後臨床試験の場合は、下記を追加記載する。)

- ⑤ 甲は薬事法第77条の4の2に該当するものうち、「使用上の注意」から予測できない軽微でない有害事象の発生を認めるときは、直ちに乙に通知する。

#### 第4条 (治験の継続審査等)

甲の長は、次の場合、治験を継続して行うことの適否について、治験審査委員会の意見を聴くものとする。

1. 治験の期間が1年を超える場合
  2. GCP省令第20条第2項及び第3項、同第48条第2項又は同第54条第3項(医療機器の場合には、下線部分を「GCP省令第28条第2項、同第68条第2項又は同第74条第3項」とする)の規定に基づき通知又は報告を受けた場合
  3. その他、甲の長が治験審査委員会の意見を求める必要があると認めた場合
- ② 甲の長は、前項の治験審査委員会の意見及び当該意見に基づく甲の長の指示又は決定を、治験責任医師及び乙に文書で通知する。

#### 第5条 (治験の中止等)

乙は、次の場合、その理由を添えて、速やかに甲の長に文書で通知する。

1. 本治験を中断し、又は中止する場合
  2. 本治験により収集された治験成績に関する資料を被験薬に係る医薬品製造販売承認申請書に添付しないことを決定した場合(製造販売後臨床試験の場合には下線部分を削除する。)
- ② 甲の長は、治験責任医師から次の報告を受けた場合は、速やかにこれを治験審査委員会及び乙に文書で通知する。
1. 本治験を中断し、又は中止する旨及びその理由
  2. 本治験を終了する旨及び治験結果の概要

#### 第6条 (治験薬の管理等)

乙は、治験薬を、GCP省令第16条及び第17条第1項(医療機器の場合には、下線部分を「GCP省令第24条及び第25条第1項」とする)の規定に従って製造し、契約締結後速や

かに、その取扱方法を説明した文書とともに、これを甲に交付する。

- ②甲は、前項により乙から受領した治験薬を本治験にのみ使用する。
- ③甲は、治験薬管理者を選任し、治験薬管理者に、治験薬の取扱い及び保管・管理並びにそれらの記録に際して従うべき指示を記載した乙作成の手順書に従った措置を適切に実施させる。

#### 第7条（モニタリング等への協力及び被験者の秘密の保全）

甲は、乙が行うモニタリング及び監査並びに治験審査委員会及び規制当局の調査に協力し、その求めに応じ、原資料等の本治験に関連する全ての記録を直接閲覧に供するものとする。

- ②乙は、正当な理由なく、モニタリング又は監査の際に得た被験者の秘密を第三者に漏洩してはならない。また、乙は、その役員若しくは従業員又はこれらの地位にあった者に対しても、その義務を課すものとする。

#### 第8条（症例報告書の提出）

甲の治験責任医師又は治験分担医師は、本治験を実施した結果につき、治験実施計画書に従って、速やかに正確かつ完全な症例報告書を作成し、乙に提出する。

- ②前項の症例報告書の作成・提出、又は作成・提出された症例報告書の変更・修正に当たっては、甲は、乙作成の手順書に従い、これを行うものとする。

#### 第9条（機密保持及び治験結果の公表等）

甲は、本治験に関して乙から開示された資料、その他の情報及び本治験の結果得られた情報については、乙の事前の文書による承諾なしに第三者に漏洩してはならない。

- ②甲は、本治験により得られた情報を専門の学会等外部に公表する場合には、事前に文書により乙の承諾を得るものとする。
- ③乙は、本治験により得られた情報を被験薬に係る製造販売承認申請（製造販売後臨床試験の場合は、下線部分を「再審査又は再評価」とする）等の目的で自由に使用することができる。また、乙は、当該情報を製品情報概要として使用することができるものとする。

#### 第10条（記録等の保存）

甲及び乙は、GCP省令等で保存すべきと定められている、本治験に関する各種の記録及び生データ類(以下、記録等という)については、GCP省令等の定めに従い、各々保存の責任者を定め、これを適切な条件の下に保存する。

- ②甲が保存しなければならない記録等の保存期間は、少なくとも被験薬に係る製造販売承認日(GCP省令第24条第3項の規定により通知を受けたときは、通知を受けた日後3年を経過した日)又は治験の中止若しくは終了の後3年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間とする。(医療機器の場合には、下線部分を「に係る製造販売承認日(GCP省令第32条第3項の規定により通知を受けたときは、通知を受けた日後3年を経過した日)又は治験の中止若しくは終了の後3年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間と

する。)とする。また、製造販売後臨床試験の場合、下線部分を「の再審査又は再評価が終了した日までとする。」とする。)ただし、乙がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について甲乙協議し決定するものとする。

- ③ 乙が保存しなければならない記録等の保存期間は、GCP 省令等及び薬事法施行規則第 101 条で規定する期間とする。
- ④ 乙は、被験薬に係る医薬品製造販売承認が得られた場合、開発を中止した場合又は（製造販売後臨床試験の場合は下線部分を削除する）記録等の保存を要しなくなった場合には、これを遅滞なく甲に通知するものとする。

#### 第 11 条（本治験に係る費用及びその支払方法）

別途覚書を締結して取り決める。

#### 第 12 条（被験者の健康被害の補償）

本治験に起因して、被験者に何らかの健康被害が発生した場合は、甲は速やかに治療その他必要な措置を講ずるものとし、治療に要した診療費のうち、被験者の自己負担となる費用は乙が負担する。

- ② 本治験に起因して、被験者に健康被害が発生し、被験者又は被験者以外の者との間に紛争が生じ又は生じるおそれが生じたときは、直ちに甲乙は協議し、協力してその解決に当たるものとする。
- ③ 本治験に起因する健康被害であって、賠償責任が生じた場合には、甲の責に帰すべき場合を除き、甲が支払った賠償金及び解決に要した費用は、全額乙がこれを負担する。
- ④ 本治験に起因して被験者に健康被害が発生し、補償責任が生じた場合には、その補償責任は乙が負担する。
- ⑤ 被験者の健康被害に対する賠償責任・補償責任の履行措置として、乙は保険その他の必要な措置をとるものとする。
- ⑥ その他本治験の実施に起因して、第三者に損害が発生し、かつ賠償責任が生じた場合には、甲の責に帰すべき場合を除き、その一切の責任は乙が負担するものとする。

#### 第 13 条（契約の解除）

乙は、相手方が GCP 省令等、治験実施計画書又は本契約に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合には、本契約を解除することができる。ただし、被験者の緊急の危険を回避するため、その他医療上やむを得ない理由により治験実施計画書から逸脱した場合はこの限りではない。

- ② 甲は、GCP 省令第 31 条第 1 項又は第 2 項（医療機器の場合には、下線部分を「GCP 省令第 50 条第 1 項又は第 2 項」とする）の規定により意見を聴いた治験審査委員会が、本治験を継続して行うことが適当でない旨の意見を通知してきた場合は、直ちに本契約を解除する。
- ③ 前二項に基づき本契約が解除された場合は、甲は、第 6 条第 1 項により乙から受領した治験薬を同条第 3 項の手順書に従い、直ちに乙に返還するとともに、第 8 条に従い、当該解除時点までに実施された本治験に関する症例報告書を速やかに作成し、乙に提出する。
- ④ 第 1 項又は第 2 項に基づき本契約が解除された場合であっても、第 3 条第 3 項（医療機器

の場合は、下線部分を「第2項」とする)、第7条、第9条、第10条第1項及び第2項、並びに前条第1項、第2項、第3項、第4項及び第6項の規定はなお有効に存続する。

#### 第14条 (本契約の変更)

本契約の内容について変更の必要が生じた場合、甲乙協議の上文書により本契約を変更するものとする。

#### 第15条 (その他)

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈につき疑義を生じた事項については、その都度甲乙誠意をもって協議、決定する。

本契約締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

西暦 年 月 日

甲 (所在地) 岐阜県羽島市新生町三丁目 246 番地  
(名 称) 羽島市民病院  
(代表者) 院長 天野 和雄 印

乙 (所在地)  
(名 称)  
(代表者) 印

(院長と治験責任医師が同一人物の場合には、下記を削除する)  
上記の契約内容を確認するとともに、治験の実施に当たっては各条を遵守いたします。

西暦 年 月 日 治験責任医師 (署名/記名捺印) :

整理番号	
区分	<input type="checkbox"/> 治験 <input type="checkbox"/> 製造販売後臨床試験
	<input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 医療機器

## 治 験 契 約 書

羽島市民病院(以下、甲という)と.....(治験依頼者).....(以下、乙という)並びに.....(開発業務受託機関).....(以下「丙」という)とは、被験薬.....(被験薬名).....の治験(以下「本治験」という)の実施に際し、

- (1) 乙は、甲に対し被験薬の非臨床試験及び先行する臨床試験の結果、並びに本治験の実施に必要な情報を提供するとともに、治験責任医師の同意を得た治験実施計画書その他本治験に関連する書類を作成・提出した。
- (2) 甲は、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成9年3月27日付、厚生省令第28号)(以下、GCP省令という)第27条(医療機器の場合には、下線部分を「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成17年3月23日付け厚生労働省令第36号)(以下、GCP省令という)第46条)とする)に基づいて設置された治験審査委員会(以下、治験審査委員会という)で、本治験の倫理的・科学的妥当性及び本治験実施の適否につき審議を受け、同委員会の承認を得たのち、乙及び治験責任医師にその旨及びこれに基づく甲の長の指示又は決定を文書で通知した。

よって、甲と乙と丙は、本治験の実施に関し、以下の各条のとおり契約を締結する。

### 第1条 (本治験の内容及び委託)

本治験の内容は次のとおりとし、甲は乙の委託により、これを実施する。

治験課題 \_\_\_\_\_

治験実施計画書 No. : \_\_\_\_\_

治験の内容(対象・投与期間等) :

\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

治験責任医師 : 氏名 \_\_\_\_\_ (職名 \_\_\_\_\_)

治験分担医師 :

氏名 \_\_\_\_\_ (職名 \_\_\_\_\_)、氏名 \_\_\_\_\_ (職名 \_\_\_\_\_)

氏名 \_\_\_\_\_ (職名 \_\_\_\_\_)、氏名 \_\_\_\_\_ (職名 \_\_\_\_\_)

氏名 \_\_\_\_\_ (職名 \_\_\_\_\_)、氏名 \_\_\_\_\_ (職名 \_\_\_\_\_)

目標とする被験者数 : \_\_\_\_\_ 例

治 験 期 間 : 西暦      年      月      日～西暦      年      月      日

## 第2条（乙が丙に委託した業務の範囲）

丙は、乙の委託により本治験に係る次の業務を実施する。

（記載例）

1. 治験薬の交付に関する業務
2. 治験のモニタリングに関する業務
3. 症例報告書の回収及び原資料等との照合に関する業務
4. 治験薬の回収に関する業務
5. 治験の終了に関する業務

②前項各号の業務の詳細は、別紙1記載のとおりとする。

③乙丙間の委受託に関しては、本契約に定めるもののほか、別途締結の委受託契約による。

## 第3条（本治験の実施）

甲及び乙は、薬事法、GCP省令及びGCP省令に関連する通知（医薬品の製造販売後臨床試験の場合には下線部分を「GCP省令、GCP省令に関する通知及び「医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」（平成16年12月20日付 厚生労働省令第171号）」とする。また、医療機器の製造販売後臨床試験の場合には下線部分を「GCP省令、GCP省令に関する通知及び「医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」（平成17年3月23日付、厚生労働省令第38号）」とする。）（以下、これらを総称してGCP省令等という）を遵守して、本治験を実施するものとする。

②甲、乙及び丙は、本治験の実施に当たり、被験者の人権・福祉を最優先するものとし、被験者の安全、プライバシーに悪影響を及ぼす恐れのあるすべての行為は、これを行わないものとする。

③甲は、第1条の治験実施計画書を遵守して慎重かつ適正に本治験を実施する。

④甲は、被験者が本治験に参加する前に、GCP省令第51条第1項各号（医療機器の場合には、下線部分を「GCP省令第71条第1項各号」とする）に掲げる事項を記載した説明文書及び同意文書を作成し、被験者に交付するとともに、当該説明文書に基づいて本治験の内容等を十分に被験者に説明し、本治験への参加について自由意思による同意を文書により得るものとする。また、同意取得後に、同意文書の写しを被験者に交付するものとする。なお、被験者本人からの同意取得が困難な場合、本治験への参加又は参加の継続について被験者の意思に影響を与える情報が得られた場合、又は被験者が同意文書等を読めない場合にあつては、GCP省令等に基づき同意を取得するものとする。

⑤甲の長、治験責任医師及び乙は、GCP省令等に規定されている通知及び報告を、適切な時期に適切な方法で行わなければならない。

⑥甲は、天災その他やむを得ない事由により本治験の継続が困難な場合には、乙と協議を行い、本治験の中止又は治験期間の延長をすることができる。

## 第4条（副作用情報等）（医療機器の場合には、下線部分を「不具合情報等」とする）

乙は、被験薬について薬事法第80条の2第6項（製造販売後臨床試験の場合には下線部分を「薬事法第77条の4の2」とする）に規定する事項を知ったときは、GCP省令等に基づいてその旨を治験責任医師及び甲の長に文書で通知する。

(医療機器の場合は、下記を削除する。)

- ② 平成 21 年 4 月 1 日以降は、前項によらず次の各号に従う。
1. 乙は、被験薬について薬事法第 80 条の 2 の第 6 項 (製造販売後臨床試験の場合には下線部分を「薬事法第 77 条の 4 の 2」とする) に規定する事項を知ったときは、その発現症例一覧等を当該被験薬ごとに、当該被験薬について初めて治験の計画を届け出た日等 (製造販売後臨床試験の場合には、下線部分を「当該被験薬の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指定した日」とする) から起算して半年ごとに、その期間の満了後二月以内に治験責任医師及び甲の長に通知しなければならない。
  2. 乙は、薬事法第 80 条の 2 の第 6 項 (製造販売後臨床試験の場合には下線部分を「薬事法第 77 条の 4 の 2」とする) に規定する事項のうち当該被験薬の治験薬概要書から予測できないものを知ったときに、直ちにその旨を治験責任医師及び甲の長に通知しなければならない。
- ③ 治験責任医師は、被験薬及び本治験において被験薬と比較するために用いられる医薬品又は薬物その他の物質 (医療機器の場合には、下線部分を「医療機器」とする) (以下、治験薬という) について、GCP 省令第 48 条第 2 項 (医療機器の場合には、下線部分を「GCP 省令第 68 条第 2 項」とする) に規定する治験薬の副作用 (医療機器の場合には、下線部分を「不具合等」とする) によるものと疑われる死亡その他の重篤な有害事象の発生を認めるときは、直ちに甲の長、乙及び丙に通知する。
- ④ 乙は、被験薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行なうために重要な情報を知ったときは、直ちにこれを治験責任医師、甲の長及び丙に通知し、速やかに治験実施計画書及び治験薬概要書の改訂その他必要な措置を講ずるものとする。
- ⑤ (製造販売後臨床試験の場合は、下記を追加記載する。)
- 甲は薬事法第 77 条の 4 の 2 に該当するもののうち、「使用上の注意」から予測できない軽微でない有害事象の発生を認めるときは、直ちに乙に通知する。

## 第 5 条 (治験の継続審査等)

甲の長は、次の場合、治験を継続して行なうことの適否について、治験審査委員会の意見を聴くものとする。

1. 治験の期間が 1 年を超える場合
  2. GCP 省令第 20 条第 2 項及び第 3 項、同第 48 条第 2 項又は同第 54 条第 3 項 (医療機器の場合には、下線部分を「GCP 省令第 28 条第 2 項、同第 68 条第 2 項又は同第 74 条第 3 項」とする) の規定に基づき通知又は報告を受けた場合
  3. その他、甲の長が治験審査委員会の意見を求める必要があると認めた場合
- ② 甲の長は、前項の治験審査委員会の意見及び当該意見に基づく甲の長の指示又は決定を、治験責任医師に文書で通知するとともに、丙を通じて乙に文書で通知する。

## 第 6 条 (治験の中止等)

乙は、次の場合、その理由を添えて、速やかに丙を通じて甲の長に文書で通知する。

1. 本治験を中断し、又は中止する場合
2. 本治験により収集された治験成績に関する資料を被験薬に係る医薬品製造販売承認申請書に添付しないことを決定した場合 (製造販売後臨床試験の場合には下線部分

を削除する。)

②甲の長は、治験責任医師から次の報告を受けた場合は、速やかにこれを治験審査委員会に文書で通知するとともに、丙を通じて乙に文書で通知する。

1. 本治験を中断し、又は中止する旨及びその理由
2. 本治験を終了する旨及び治験結果の概要

#### 第7条 (治験薬の管理等)

乙は、治験薬を、GCP省令第16条及び第17条第1項(医療機器の場合には、下線部分を「GCP省令第24条及び第25条第1項」とする)の規定に従って製造し、契約締結後速やかに、その取扱方法を説明した文書とともに、これを丙を通じて甲に交付する。

②甲は、前項により丙を通じて乙から受領した治験薬を本治験にのみ使用する。

③甲は、治験薬管理者を選任し、治験薬管理者に、治験薬の取扱い及び保管・管理並びにそれらの記録に際して従うべき指示を記載した乙作成の手順書に従った措置を適切に実施させる。

#### 第8条 (モニタリング等への協力及び被験者の秘密の保全)

甲は、乙及び丙が行うモニタリング及び監査並びに治験審査委員会及び規制当局の調査に協力し、その求めに応じ、原資料等の本治験に関連する全ての記録を直接閲覧に供するものとする。

②乙及び丙は、正当な理由なく、モニタリング又は監査の際に得た被験者の秘密を第三者に漏洩してはならない。また、乙及び丙は、その役員若しくは従業員又はこれらの地位にあった者に対しても、その義務を課すものとする。

#### 第9条 (症例報告書の提出)

甲の治験責任医師又は治験分担医師は、本治験を実施した結果につき、治験実施計画書に従って、速やかに正確かつ完全な症例報告書を作成し、丙を通じて乙に提出する。

②前項の症例報告書の作成・提出、又は作成・提出された症例報告書の変更・修正に当たっては、甲は、乙作成の手順書に従い、これを行うものとする。

#### 第10条 (機密保持及び治験結果の公表等)

甲は、本治験に関して乙から開示された資料(丙を通じて開示された資料を含む)、その他の情報及び本治験の結果得られた情報については、乙の事前の文書による承諾なしに第三者に漏洩してはならない。

②甲は、本治験により得られた情報を専門の学会等外部に公表する場合には、事前に文書により乙の承諾を得るものとする。

③乙は、本治験により得られた情報を被験薬に係る医薬品製造販売承認申請(製造販売後臨床試験の場合は、下線部分を「再審査又は再評価」とする)等の目的で自由に使用することができる。また、乙は、当該情報を製品情報概要として使用することができるものとする。

#### 第11条 (記録等の保存)

甲及び乙は、GCP 省令等で保存すべきと定められている、本治験に関する各種の記録及び生データ類(以下、記録等という)については、GCP 省令等の定めに従い、各々保存の責任者を定め、これを適切な条件の下に保存する。

- ②甲が保存しなければならない記録等の保存期間は、少なくとも被験薬に係る製造販売承認日(GCP省令第 24 条第 3 項の規定により通知を受けたときは、通知を受けた日後 3 年を経過した日)又は治験の中止若しくは終了の後 3 年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間とする。(医療機器の場合には、下線部分を「に係る製造販売承認日(GCP省令第 32 条第 3 項の規定により通知を受けたときは、通知を受けた日後 3 年を経過した日)又は治験の中止若しくは終了の後 3 年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間とする。)」とする。また、製造販売後臨床試験の場合、下線部分を「の再審査又は再評価が終了した日までとする。」とする。)ただし、乙がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について甲乙協議し決定するものとする。
- ③乙が保存しなければならない記録等の保存期間は、GCP 省令等及び薬事法施行規則第 101 条で規定する期間とする。
- ④乙は、被験薬に係る医薬品製造販売承認が得られた場合、開発を中止した場合又は(製造販売後臨床試験の場合は下線部分を削除する)記録等の保存を要しなくなった場合には、これを遅滞なく甲に通知するものとする。

## 第 12 条 (本治験に係る費用及びその支払方法)

別途覚書を締結して取り決める。

## 第 13 条 (被験者の健康被害の補償)

本治験に起因して、被験者に何らかの健康被害が発生した場合は、甲は速やかに治療その他必要な措置を講ずるものとし、治療に要した診療費のうち、被験者の自己負担となる費用は乙及び丙が連帯して負担する。

- ②本治験に起因して、被験者に健康被害が発生し、被験者又は被験者以外の者との間に紛争が生じ又は生じるおそれが生じたときは、直ちに甲、乙及び丙は協議し、協力してその解決に当たるものとする。
- ③本治験に起因する健康被害であって、賠償責任が生じた場合には、甲の責に帰すべき場合を除き、甲が支払った賠償金及び解決に要した費用は、全額乙及び丙が連帯して負担する。
- ④本治験に起因して被験者に健康被害が発生し、補償責任が生じた場合には、その補償責任は乙及び丙が連帯して負担する。
- ⑤被験者の健康被害に対する賠償責任・補償責任の履行措置として、乙及び丙は保険その他の必要な措置をとるものとする。
- ⑥その他本治験の実施に起因して、第三者に損害が発生し、かつ賠償責任が生じた場合には、甲の責に帰すべき場合を除き、その一切の責任は乙及び丙が負担するものとする。

## 第 14 条 (契約の解除)

乙は、甲が GCP 省令等、治験実施計画書又は本契約に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合には、本契約を解除することができる。ただし、被験者の

緊急の危険を回避するため、その他医療上やむを得ない理由により治験実施計画書から逸脱した場合はこの限りではない。

- ②甲は、GCP省令第 31 条第 1 項又は第 2 項(医療機器の場合には、下線部分を「GCP省令第 50 条第 1 項又は第 2 項」とする)の規定により意見を聴いた治験審査委員会が、本治験を継続して行うことが適当でない旨の意見を通知してきた場合は、直ちに本契約を解除する。
- ③前二項に基づき本契約が解除された場合は、甲は、第 7 条第 1 項により丙を通じて乙から受領した治験薬を同条第 3 項の手順書に従い、直ちに丙を通じて乙に返還するとともに、第 9 条に従い、当該解除時点までに実施された本治験に関する症例報告書を速やかに作成し、丙を通じて乙に提出する。
- ④第 1 項又は第 2 項に基づき本契約が解除された場合であっても、第 4 条第 3 項(医療機器の場合には、下線部分を「第 2 項」とする)、第 8 条、第 10 条、第 11 条第 1 項及び第 2 項、並びに前条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 6 項の規定はなお有効に存続する。

#### 第 15 条 (本契約の変更)

本契約の内容について変更の必要が生じた場合、甲乙丙協議の上、文書により本契約を変更するものとする。

#### 第 16 条 (その他)

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈につき疑義を生じた事項については、その都度甲乙丙誠意をもって協議、決定する。

本契約締結の証として本書を 3 通作成し、甲乙丙記名捺印の上各 1 通を保有する。

西暦 年 月 日

甲 (所在地) 岐阜県羽島市新生町三丁目 246 番地  
(名 称) 羽島市民病院  
(代表者) 院長 天野 和雄 印

乙 (所在地)  
(名 称)  
(代表者) 印

丙 (所在地)  
(名 称)  
(代表者) 印

(院長と治験責任医師が同一人物の場合には、下記を削除する)  
上記の契約内容を確認するとともに、治験の実施に当たっては各条を遵守いたします。

西暦 年 月 日

治験責任医師 (署名/記名捺印)

整理番号	
区分	<input type="checkbox"/> 治験 <input type="checkbox"/> 製造販売後臨床試験
	<input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 医療機器

## 契約内容変更に関する覚書

受託者『羽島市民病院』(以下「甲」という。) と 委託者『治験依頼者』(以下「乙」という。) との間において、西暦 年 月 日付で締結した被験薬『被験薬名』の臨床試験に関する治験契約書(以下「原契約」という。)の一部を以下のとおり変更する。

なお、その他の条項については原契約の通りとする。

記

治 験 課 題 名		治験実施計画書 No. ( )	
変 更 内 容	変 更 事 項	変更前	変更後

以上の合意の証として本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各1部を保有する。

西暦 年 月 日

甲 (所在地) 岐阜県羽島市新生町三丁目 246 番  
(名 称) 羽島市民病院  
(代表者) 院長 天野 和雄 印

乙 (所在地)  
(名 称)  
(代表者) 印

(院長と治験責任医師が同一人物の場合は、下記を削除する)  
上記の契約変更の内容を確認しました。

西暦 年 月 日 治験責任医師 (署名/記名捺印):

整理番号	
区分	<input type="checkbox"/> 治験 <input type="checkbox"/> 製造販売後臨床試験
	<input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 医療機器

## 契約内容変更に関する覚書

受託者『羽島市民病院』(以下「甲」という。)と委託者『(治験依頼者名)』(以下「乙」という。)並びに開発業務受託機関『(開発業務受託機関の名称)』(以下「丙」という。)との間において、西暦 年 月 日付で締結した被験薬『被験薬名』の臨床試験に関する治験契約書(以下「原契約」という。)の一部を以下のとおり変更する。  
 なお、その他の条項については原契約の通りとする。

記

治 験 課 題 名	治験実施計画書 No. ( )		
変 更 内 容	変 更 事 項	変更前	変更後

以上の合意の証として本書3通を作成し、甲・乙・丙 記名捺印の上、各1部を保有する。

西暦 年 月 日

甲 (所在地) 岐阜県羽島市新生町三丁目 246 番地  
 (名 称) 羽島市民病院  
 (代表者) 院長 天野 和雄 印

乙 (所在地)  
 (名 称)  
 (代表者) 印

丙 (所在地)  
 (名 称)  
 (代表者) 印

(院長と治験責任医師が同一人物の場合は、下記を削除する)  
 上記の契約変更の内容を確認しました。

西暦 年 月 日 治験責任医師 (署名/記名捺印) :

整理番号	
区分	<input type="checkbox"/> 治験 <input type="checkbox"/> 製造販売後臨床試験
	<input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 医療機器

## 治験の調査審議に関する委受託契約

(治験審査委員会を設置した機関名) (以下、「甲」という) と (実施医療機関名) (以下、「乙」という) は、乙が甲の設置する治験審査委員会へ調査審議の依頼をするにあたり、以下のとおり契約 (以下「本契約」という) を締結するものとする。

### 第1条 (目的)

乙は、第2条に定める治験 (以下、「本治験」という) に関する調査審議を甲に委託し、甲は、甲の設置する治験審査委員会 (以下、「本委員会」という) において、これを実施するものとする。

### 第2条 (調査審議の対象となる治験)

治験依頼者名：

被験薬名：

治験課題名：

治験実施計画書番号：

### 第3条 (法令の遵守)

甲及び乙は、調査審議に係る業務の実施に際し、薬事法ならびに「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成9年3月27日付け厚生省令第28号) 及び「医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」(平成16年12月20日付、厚生労働省令第171号) 並びに「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成17年3月23日付け厚生労働省令第36号) 及び「医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」(平成17年3月23日付、厚生労働省令第38号) 等、治験の実施に関し適用される全ての法令を遵守する。

### 第4条 (調査審議に係る業務の手順)

甲及び乙は、甲の定める手順書 (以下、「本手順書」という) に従い、調査審議に係る業務を実施するものとする。

### 第5条 (本手順書及び委員名簿の提供)

甲は、本契約締結後速やかに最新の本手順書及び本委員会の委員名簿を乙に提供するものとする。本手順書又は委員名簿が変更された場合も速やかに提供するものとする。

#### 第6条（調査審議に必要な資料の提供）

乙は、本治験に関する以下の最新の情報を甲に提出するものとする。

- 1) 治験実施計画書
- 2) 症例報告書の見本
- 3) 治験薬概要書
- 4) 同意文書及び説明文書
- 5) 被験者の安全等に係わる報告
- 6) 被験者への支払いに関する資料（支払いがある場合）
- 7) 被験者の健康被害に対する補償に関する資料
- 8) 予定される治験費用に関する資料
- 9) 治験責任医師及び治験分担医師の履歴書
- 10) 被験者の募集手順（広告等）に関する資料（募集する場合）
- 11) 乙の設備・職員等に関する資料（緊急時の対応を含む）
- 12) その他、本委員会が必要と認める資料

#### 第7条（調査審議事項）

本委員会における調査審議事項は、次のとおりとする。

- 1) 本治験を実施することの倫理的、科学的及び医学的見地からの妥当性に関する事項
- 2) 乙が十分な臨床観察及び試験検査を行うことができ、かつ、緊急時に必要な措置を採ることができる等、本治験を適切に実施できること。
- 3) 治験責任医師及び治験分担医師が本治験を実施する上で適格であること。
- 4) 本治験の目的、計画及び実施が妥当なものであること。
- 5) 被験者に同意を得るに際しての同意文書及び説明文書の内容が適切であること。
- 6) 被験者の同意を得る方法が適切であること。
- 7) 被験者への健康被害に対する補償の内容が適切であること。
- 8) 本治験の予定される治験費用が適切であること。
- 9) 被験者に対する支払いがある場合には、その内容・方法が適切であること。
- 10) 被験者の募集手順（広告等）がある場合には、募集の方法が適切であること。
- 11) その他、調査審議が必要な報告及び通知

## 第8条（本治験に関する報告）

乙は、以下の事象が生じた場合には、速やかに甲に報告するものとする。

- 1) 被験者に対する緊急の危険を回避するなど医療上やむを得ない事情のために行った治験実施計画書の逸脱又は変更
- 2) 被験者に対する危険を増大させるか又は本治験の実施に重大な影響を及ぼす本治験に関するあらゆる変更
- 3) 全ての重篤で予測できない副作用等
- 4) 被験者の安全性又は本治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある新たな情報
- 5) 本治験期間中、調査審議の対象となる文書の追加、更新又は改訂
- 6) 少なくとも年に1回以上の頻度で報告される治験の現況の概要
- 7) その他、乙が必要と判断した場合

## 第9条（本委員会における調査審議）

甲は乙から本契約に基づき調査審議の依頼を受けた場合には、本手順書に基づき原則として1ヶ月以内に本委員会を開催し、審議後2週間以内にその結果を乙へ提供するものとする。

2. 前項の定めに拘わらず、甲は乙から緊急に意見を求められた場合には、事態の緊急性に応じて速やかに本委員会を開催し、その審議結果を乙へ提供するものとする。

## 第10条（本治験の実施）

乙の治験責任医師は、甲の審査結果に基づいた乙の長の指示・決定が文書で通知される前に被験者を治験に参加させない。

2. 乙の治験責任医師は、緊急の危険を回避するためなど医療上やむを得ない場合や事務的事項に関する変更の場合を除き、甲の審査結果に基づいた乙の長の指示・決定が文書で通知される前に治験実施計画書からの逸脱又は変更を行わない。

## 第11条（調査審議に係る記録の保存）

甲は、調査審議に係る記録を下記の1)又は2)の日のうち、いずれか遅い日まで保存する。

- 1) 当該被験薬又は被験機器が薬事法による製造販売承認を取得した日  
（治験依頼者から、開発の中止若しくは治験の成績が承認申請書に添付されない旨の通知を受けた場合には、開発中止が決定された日若しくは申請書に添付されない旨の通知を受けた日）
- 2) 治験の中止又は終了後3年が経過した日

（製造販売後臨床試験の場合は、第11条第1項を「甲は、調査審議に係る記録を被験薬にかかる再審査又は再評価が終了した日までの期間保存する。」と変更する。）

2. 前項の定めに拘わらず、乙が甲へ長期間の保存を書面にて通知した場合は、それに従うものとする。
3. 乙は、調査審議に係る記録の保存の必要がなくなった場合は、その旨を遅滞無く甲に通知する。

#### 第12条（治験審査委員会費用の扱い）

治験審査委員会費用の金額及び支払方法は、甲乙及び治験依頼者間で協議し、別途定めるものとする。

#### 第13条（モニタリング等への協力）

甲は、乙を通じて治験依頼者によるモニタリング及び監査並びに国内外の規制当局による調査を受け入れ、これに協力する。

#### 第14条（秘密保持）

甲及び乙は、調査審議に係る業務において、相手方より開示を受け又は知り得た相手方の情報（治験依頼者の情報を含む）について、嚴重に秘密を保持し、それぞれ相手方の書面による同意なしに他に開示・漏洩してはならず、また他の目的に使用してはならない。但し、次の各号の一に該当する事項については、この限りでない。

- 1) 相手方から提供されたとき既に公知のもの
- 2) 相手方から提供されたとき既に保有していたことを証明しうるもの
- 3) 相手方から提供された後、自らの責めによらず公知となったもの
- 4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わず合法的に入手したもの

#### 第15条（被験者の秘密の保全）

甲及び乙は、調査審議に係る業務において知り得た被験者の個人情報（以下、「個人情報」という）につき「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）を遵守し、その秘密を保持する他、各々の責任でこれを適切に取り扱うものとする。また、個人情報を調査審議に係る業務以外の目的では一切使用しないものとする。

#### 第16条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約の締結日より本治験の終了の報告が本委員会になされた時までとする。

#### 第17条（存続条項）

本契約終了後も、第11条、第13条、第14条及び第15条は、なお有効に存続するものとする。

#### 第18条（解除）

甲及び乙は、本契約に基づく債務の履行に関し、相手方に法令違反、重大な過失又は背信行為があったときは、何らの催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

2. 甲及び乙は、前項に定める場合のほか、相手方が債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、履行が不能である場合は、催告なくして直ちに解除することができる。

#### 第19条（損害賠償）

甲及び乙は、前条の場合のほか、本契約に違反し又は故意もしくは過失により相手方に損害を与えた場合には、それにより相手方が被った直接の損害を賠償するものとする。

#### 第20条（不可抗力免責）

天災地変、その他当事者の責に帰すべからざる事由により、本契約から生じる債務の履行が中断又は遅延した場合は、当事者はそれによって発生した損害について、その責に任じない。ただし、甲及び乙は誠意をもって協議し、遅延による相手方の損害を最小限になすべく努力を行う。

#### 第21条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議し、これを解決する。

以上、本契約の締結を証するため、本書正本2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

西暦 年 月 日

所在地

甲：名称

代表者

所在地

乙：名称

代表者

整理番号	
区分	<input type="checkbox"/> 治験 <input type="checkbox"/> 製造販売後臨床試験
	<input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 医療機器

## 治験の調査審議に関する委受託契約

(治験審査委員会を設置した機関名) (以下、「甲」という) と、(実施医療機関名) (以下、「乙」という) 及び (SMO の名称) (以下、「丙」という) は、乙が甲の設置する治験審査委員会へ調査審議の依頼をするにあたり、以下のとおり契約 (以下「本契約」という) を締結するものとする。

### 第1条 (目的)

乙は、第2条に定める治験 (以下、「本治験」という) に関する調査審議を甲に委託し、甲は、甲の設置する治験審査委員会 (以下、「本委員会」という) において、これを実施するものとする。

### 第2条 (調査審議の対象となる治験)

治験依頼者名：  
被験薬名：  
治験課題名：  
治験実施計画書番号：

### 第3条 (法令の遵守)

甲乙及び丙は、調査審議に係る業務の実施に際し、薬事法ならびに「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成9年3月27日付け厚生省令第28号) 及び「医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」(平成16年12月20日付、厚生労働省令第171号) 並びに「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成17年3月23日付け厚生労働省令第36号) 及び「医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」(平成17年3月23日付、厚生労働省令第38号) 等、治験の実施に関し適用される全ての法令を遵守する。

### 第4条 (丙への委受託業務)

甲は本委員会の事務局業務を丙に委託し、丙はこれを受託する。

2. 甲より委託された業務の内容の詳細は、下記の業務の支援及び補助とする。
  - 1) 本委員会での審査資料の受理及び必要な対応
  - 2) 本委員会開催日時調整業務
  - 3) 本委員会開催場所の手配、事前準備
  - 4) 本委員会委員への開催通知及び資料の送付
  - 5) 本委員会での審議資料の内容確認
  - 6) 本委員会議事録の作成
  - 7) 審議結果通知書の作成及び治験事務局への提出
  - 8) 本委員会出欠者リストの作成
  - 9) 本委員会の治験に係る文書又は記録のファイリング及び管理業務
  - 10) 本委員会の内規に定められた各委員の謝金の振込みに関する業務
  - 11) 本委員会の開催費用の請求に関する業務
  - 12) その他の必要な業務

### 第5条 (調査審議に係る業務の手順)

甲乙及び丙は、甲の定める手順書 (以下、「本手順書」という) に従い、調査審議に係る業務を実施するものとする。

#### 第6条（本手順書及び委員名簿の提供）

甲は、本契約締結後速やかに最新の本手順書及び本委員会の委員名簿を乙に提供するものとする。本手順書又は委員名簿が変更された場合も速やかに提供するものとする。

#### 第7条（調査審議に必要な資料の提供）

乙は、本治験に関する以下の最新の情報を甲に提出するものとする。

- 1) 治験実施計画書
- 2) 症例報告書の見本
- 3) 治験薬概要書
- 4) 同意文書及び説明文書
- 5) 被験者の安全等に係わる報告
- 6) 被験者への支払いに関する資料（支払いがある場合）
- 7) 被験者の健康被害に対する補償に関する資料
- 8) 予定される治験費用に関する資料
- 9) 治験責任医師及び治験分担医師の履歴書
- 10) 被験者の募集手順（広告等）に関する資料（募集する場合）
- 11) 乙の設備・職員等に関する資料（緊急時の対応を含む）
- 12) その他、本委員会が必要と認める資料

#### 第8条（調査審議事項）

本委員会における調査審議事項は、次のとおりとする。

- 1) 本治験を実施することの倫理的、科学的及び医学的見地からの妥当性に関する事項
- 2) 乙が十分な臨床観察及び試験検査を行うことができ、かつ、緊急時に必要な措置を採ることができる等、本治験を適切に実施できること。
- 3) 治験責任医師及び治験分担医師が本治験を実施する上で適格であること。
- 4) 本治験の目的、計画及び実施が妥当なものであること。
- 5) 被験者に同意を得るに際しての同意文書及び説明文書の内容が適切であること。
- 6) 被験者の同意を得る方法が適切であること。
- 7) 被験者への健康被害に対する補償の内容が適切であること。
- 8) 本治験の予定される治験費用が適切であること。
- 9) 被験者に対する支払いがある場合には、その内容・方法が適切であること。
- 10) 被験者の募集手順（広告等）がある場合には、募集の方法が適切であること。
- 11) その他、調査審議が必要な報告及び通知

#### 第9条（本治験に関する報告）

乙は、以下の事象が生じた場合には、速やかに甲に報告するものとする。

- 1) 被験者に対する緊急の危険を回避するなど医療上やむを得ない事情のために行った治験実施計画書の逸脱又は変更
- 2) 被験者に対する危険を増大させるか又は本治験の実施に重大な影響を及ぼす本治験に関するあらゆる変更
- 3) 全ての重篤で予測できない副作用等
- 4) 被験者の安全性又は本治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある新たな情報
- 5) 本治験期間中、調査審議の対象となる文書の追加、更新又は改訂
- 6) 少なくとも年に1回以上の頻度で報告される治験の現況の概要
- 7) その他、乙が必要と判断した場合

#### 第10条（本委員会における調査審議）

甲は乙から本契約に基づき調査審議の依頼を受けた場合には、本手順書に基づき原則として1ヶ月以内に本委員会を開催し、審議後2週間以内にその結果を乙へ提供するものとする。

2. 前項の定めに拘わらず、甲は乙から緊急に意見を求められた場合には、事態の緊急性に応じて速やかに本委員会を開催し、その審議結果を乙へ提供するものとする。

#### 第11条（本治験の実施）

乙の治験責任医師は、甲の審査結果に基づいた乙の長の指示・決定が文書で通知される前に被験者を治験に参加させない。

2. 乙の治験責任医師は、緊急の危険を回避するためなど医療上やむを得ない場合や事務的事項に関する変更の場合を除き、甲の審査結果に基づいた乙の長の指示・決定が文書で通知される前に治験実施計画書からの逸脱又は変更を行わない。

#### 第12条（調査審議に係る記録の保存）

甲は、調査審議に係る記録を下記の1)又は2)の日のうち、いずれか遅い日まで保存する。

- 1) 当該被験薬又は被験機器が薬事法による製造販売承認を取得した日  
（治験依頼者から、開発の中止若しくは治験の成績が承認申請書に添付されない旨の通知を受けた場合には、開発中止が決定された日若しくは申請書に添付されない旨の通知を受けた日）
- 2) 治験の中止又は終了後3年が経過した日

(製造販売後臨床試験の場合は、第12条第1項を「甲は、調査審議に係る記録を被験薬にかかる再審査又は再評価が終了した日までの期間保存する。」と変更する。)

2. 前項の定めにとらわれず、乙が甲へ長期間の保存を書面にて通知した場合は、それに従うものとする。
3. 乙は、調査審議に係る記録の保存の必要がなくなった場合は、その旨を遅滞無く甲に通知する。

#### 第13条 (治験審査委員会費用の扱い)

治験審査委員会費用の金額及び支払方法は、甲乙丙及び治験依頼者間で協議し、別途定めるものとする。

#### 第14条 (モニタリング等への協力)

甲は、乙を通じて治験依頼者によるモニタリング及び監査並びに国内外の規制当局による調査を受け入れ、これに協力する。

#### 第15条 (秘密保持)

甲乙及び丙は、調査審議に係る業務において、相手方より開示を受け又は知り得た相手方の情報 (治験依頼者の情報を含む) について、厳重に秘密を保持し、それぞれ相手方の書面による同意なしに他に開示・漏洩してはならず、また他の目的に使用してはならない。但し、次の各号の一に該当する事項については、この限りでない。

- 1) 相手方から提供されたとき既に公知のもの
- 2) 相手方から提供されたとき既に保有していたことを証明しうるもの
- 3) 相手方から提供された後、自らの責めによらず公知となったもの
- 4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わず合法的に入手したもの

#### 第16条 (被験者の秘密の保全)

甲乙及び丙は、調査審議に係る業務において知り得た被験者の個人情報 (以下、「個人情報」という) につき「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)を遵守し、その秘密を保持する他、各々の責任でこれを適切に取り扱うものとする。また、個人情報を調査審議に係る業務以外の目的では一切使用しないものとする。

#### 第17条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約の締結日より本治験の終了の報告が本委員会になされた時までとする。

#### 第18条（存続条項）

本契約終了後も、第12条、第14条、第15条及び第16条は、なお有効に存続するものとする。

#### 第19条（解除）

甲乙及び丙は、本契約に基づく債務の履行に関し、相手方に法令違反、重大な過失又は背信行為があったときは、何らの催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

2. 甲乙及び丙は、前項に定める場合のほか、相手方が債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、履行が不能である場合は、催告なくして直ちに解除することができる。

#### 第20条（損害賠償）

甲乙及び丙は、前条の場合の他、本契約に違反し又は故意もしくは過失により相手方に損害を与えた場合には、それにより相手方が被った直接の損害を賠償するものとする。

#### 第21条（不可抗力免責）

天災地変、その他当事者の責に帰すべからざる事由により、本契約から生じる債務の履行が中断又は遅延した場合は、当事者はそれによって発生した損害について、その責に任じない。ただし、甲乙及び丙は誠意をもって協議し、遅延による相手方の損害を最小限になすべく努力を行う。

#### 第22条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙及び丙は、誠意をもって協議し、これを解決する。

以上、本契約の締結を証するため、本書正本3通を作成し、甲乙丙記名捺印の上、各1通を保有する。

西曆 年 月 日

所在地

甲：名 称  
代表者

所在地

乙：名 称  
代表者

所在地

丙：名 称  
代表者

治験事務局責任者・治験薬管理者・記録保存責任者指名書

西暦 年 月 日

羽島市民病院

院長 天野 和雄 印

以下の者を治験事務局責任者、治験薬管理者及び記録保存責任者として指名する。

	氏 名	所 属	職 名 (資格を含む)
治験事務局責任者			
治 験 薬 管 理 者			
記 録 保 存 責 任 者			

## 治験機器管理者指名書

西暦 年 月 日

羽島市民病院

院長 天野 和雄 印

治験課題名：

治験実施計画書番号：

治験依頼者名：

以下の者を治験機器管理者として指名する。

	氏 名	所 属	職 名 (資格を含む)
治験機器管理者			





整理番号	
区分	<input type="checkbox"/> 治験 <input type="checkbox"/> 製造販売後臨床試験
	<input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 医療機器

西暦 年 月 日

### 治験審査結果通知書

治験審査委員会の設置者  
羽島市民病院  
(長の職名) 殿

羽島市民病院治験審査委員会  
(所在地)  
(委員長名) 印

審査依頼のあった件についての審査結果を下記のとおり通知いたします。  
記

被験薬の化学名 又は識別記号		治験実施計画書番号	
治験課題名			
審査事項 (審査資料)	<input type="checkbox"/> 治験の実施の適否 (治験依頼書 (西暦 年 月 日付書式3写)) <input type="checkbox"/> 治験の継続の適否 <input type="checkbox"/> 重篤な有害事象等 ( <input type="checkbox"/> 重篤な有害事象に関する報告書 (西暦 年 月 日付書式12写)) ( <input type="checkbox"/> 有害事象に関する報告書 (西暦 年 月 日付書式13写)) ( <input type="checkbox"/> 重篤な有害事象及び不具合に関する報告書 (西暦 年 月 日付書式14写)) ( <input type="checkbox"/> 有害事象及び不具合に関する報告書 (西暦 年 月 日付書式15写)) <input type="checkbox"/> 安全性情報等 (安全性情報等に関する報告書 (西暦 年 月 日付書式16写)) <input type="checkbox"/> 治験に関する変更 (治験に関する変更申請書 (西暦 年 月 日付書式10写)) <input type="checkbox"/> 緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱 (緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する報告書 (西暦 年 月 日付書式8写)) <input type="checkbox"/> 継続審査 (治験実施状況報告書 (西暦 年 月 日付書式11写)) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
審査区分	<input type="checkbox"/> 委員会審査 (審査日: 西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> 迅速審査 (審査終了日: 西暦 年 月 日)		
審査結果	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 修正の上で承認 <input type="checkbox"/> 却下 <input type="checkbox"/> 既承認事項の取り消し <input type="checkbox"/> 保留		
「承認」以外の 場合の理由等			
備考			

西暦 年 月 日

治験依頼者 (名称) 殿  
治験責任医師 (氏名) 殿

依頼のあった治験に関する審査事項について上記のとおり決定しましたので通知いたします。

実施医療機関の長 (氏名) 印

注) 本書式は治験審査委員会委員長が正本(記名捺印又は署名したもの)を1部作成し、治験審査委員会の設置者に提出する。治験審査委員会の設置者は参考書式11「治験審査の結果について」(原)に本書式(写)を添付し、実施医療機関の長に提出する。治験審査委員会の決定と実施医療機関の長の指示が同じである場合には実施医療機関の長は添付された本書式(写)2部に記名捺印又は署名し、治験依頼者及び治験責任医師にそれぞれ1部を提出する。異なる場合には参考書式1を使用する。なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一の場合には、実施医療機関の長は本書式(写)1部に記名捺印又は署名し、治験依頼者に1部を提出する。



整理番号	
区分	<input type="checkbox"/> 治験 <input type="checkbox"/> 製造販売後臨床試験
	<input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 医療機器

西暦 年 月 日

## 治験審査の結果について

( 治験審査を依頼した医療機関名 )  
 院長 ( 院長名 ) 殿

治験審査委員会の設置者  
 羽島市民病院  
 院長 天野 和雄

印

西暦 年 月 日に審査依頼のありました下記治験について、治験審査委員会における審査結果をご報告致します。

### 記

治験依頼者			
被験薬の化学名 又は識別記号		治験実施計画書番号	
治験課題名			
治験責任医師氏名	(所属・職名)		
審査事項 (審査資料)	<input type="checkbox"/> 治験の実施の適否 (治験依頼書 (西暦 年 月 日付書式3写)) <input type="checkbox"/> 治験の継続の適否 <input type="checkbox"/> 重篤な有害事象等 ( <input type="checkbox"/> 重篤な有害事象に関する報告書 (西暦 年 月 日付書式12写)) ( <input type="checkbox"/> 有害事象に関する報告書 (西暦 年 月 日付書式13写)) ( <input type="checkbox"/> 重篤な有害事象及び不具合に関する報告書 (西暦 年 月 日付書式14写)) ( <input type="checkbox"/> 有害事象及び不具合に関する報告書 (西暦 年 月 日付書式15写)) <input type="checkbox"/> 安全性情報等 (安全性情報等に関する報告書 (西暦 年 月 日付書式16写)) <input type="checkbox"/> 治験に関する変更 (治験に関する変更申請書 (西暦 年 月 日付書式10写)) <input type="checkbox"/> 緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱 (緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する報告書 (西暦 年 月 日付書式8写)) <input type="checkbox"/> 継続審査 (治験実施状況報告書 (西暦 年 月 日付書式11写)) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
添付	治験審査結果通知書 西暦 年 月 日 (写)		

西曆 年 月 日

# 治験審査委員会開催通知書

委員各位

羽島市民病院  
治験審査委員会委員長

開催日時 :

開催場所 :

審議事項 (内容)

# 治験審査委員会議事録

西暦 年 月 日

羽島市民病院  
治験審査委員会委員長 委員長 印

1. 開催日
2. 開催場所
3. 出席した委員の氏名及び所属
4. 開催宣言
5. 審議事項(審議時刻： 時 分～ 時 分)
6. 審議内容
7. 質疑応答
8. 審議
9. 採決

### 羽島市民病院治験審査委員会の記録（概要）

開催日時		開催場所	
出席委員名			
	議 題	主な議論の概要	審議 結果
	<初回審査> (治験課題名) (開発の相) (対象疾患名) (治験依頼者名)		
	<継続審査> (治験課題名) (開発の相) (対象疾患名) (治験依頼者名)		

西暦 年 月 日

## 治験審査委員会 委員委嘱書

(所属機関名)

( 職名 委嘱する委員の氏名 ) 殿

羽島市民病院  
院長 天野 和雄 印

羽島市民病院治験審査委員会における、GCP省令第28条第1項第○号委員を委嘱いたしたく、ご承諾くださるようお願い申し上げます。

GCP省令第28条第3項に従い、貴殿の氏名、職業、資格及び所属を公開いたしますのでご了承願います。

当治験審査委員会の業務内容は下記の通りです。

1. 当治験審査委員会では、当院又は外部の医療機関で実施する治験又は製造販売後臨床試験について、以下の審議等にご参加いただきます。なお、委員会は定期的開催致します。
  - (1) 治験の実施の適否
  - (2) 治験の継続の適否
  - (3) 緊急の危険回避による治験実施計画書からの逸脱
  - (4) その他、当院の規定で定める事項
2. 治験審査委員会の開催にあたっては、開催案内とともに審議内容に応じて下記の審議資料をお送り致しますので、予めご検討のほど、お願い致します。
  - (1) 治験実施計画書
  - (2) 症例報告書の様式
  - (3) 治験薬概要書（製造販売後臨床試験の場合は添付文書）
  - (4) 被験者の安全等に関する報告
  - (5) 被験者への支払いに関する資料（支払いがある場合）
  - (6) 健康被害に対する補償に関する資料
  - (7) 予定される治験費用に関する資料
  - (8) 治験責任医師・治験分担医師 履歴書
  - (9) 同意・説明文書
  - (10) 被験者の募集手順（広告等）に関する資料（必要時）
  - (11) 治験実施状況報告書（必要時）
  - (12) 緊急の危険回避による治験実施計画書逸脱に関する資料（必要時）
  - (13) その他

### 3. 委嘱期間

西暦 年 月 日 ～西暦 年 月 日

#### <機密情報について>

審議に使用する資料中には被験者の個人情報及び治験依頼者の機密情報が含まれておりますので、お取扱いには十分ご注意くださいようお願いいたします。

## 治験審査委員会 委員受諾書

羽島市民病院  
院長 天野 和雄 殿

下記の期間、羽島市民病院治験審査委員会の GCP 省令第 28 条第 1 項第○号委員になることを受諾致します。

任期中に知り得た被験者の個人情報、治験依頼者及び医療機関等の機密情報については任期满后も第三者に漏洩いたしません。

任 期 : 西暦            年    月    日    ~ 西暦            年    月    日

西暦            年    月    日

職業 :

資格 :

所在地 :

所属機関名 :

職名 :

氏名 (署名) :

連絡先 :

西暦 年 月 日

### 治験審査委員会 委員名簿兼指名書

羽島市民病院  
 院長 天野 和雄 印

下記の者を羽島市民病院治験審査委員会の委員として指名する。

区分	氏名	所属（職名を含む）	職業	資格
専門委員 (委員長)				
専門委員 (副委員長)				
専門委員				
専門委員				
専門委員				
非専門委員				
非専門委員				
4号・5号委員*				
4号・5号委員*				

※ GCP 第 28 条第 1 項第 4 号委員、第 5 号委員

任期： 西暦 年 月 日 まで

\*委員を変更した場合は、変更点及びその理由を明記すること

整理番号	
区分	<input type="checkbox"/> 治験 <input type="checkbox"/> 製造販売後臨床試験
	<input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 医療機器

逸脱（緊急の危険回避の場合を除く）記録

被験薬の化学名 又は識別記号		治験実施計画書番号	
治験課題名			

被験者識別コード等	発生日	逸脱の内容（具体的に記載する）

治験責任医師（署名／記名捺印）：

注）書式 11「治験実施状況報告書」及び書式 17「治験終了（中止・中断）報告書」に本書式（写）を添付する。